

第4次藤岡市障害者計画

～お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現～

(令和4年度から令和8年度)



題名：「高山社」

作者：障害者支援施設 かなの里
辻野 雅彦

令和4年3月

藤 岡 市

はじめに

本市では、平成 19 年 3 月に「藤岡市障害者計画」を策定して以降、5年ごとに計画を作成しており、平成 29 年 3 月策定の「第3次藤岡市障害者計画」のもと、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して総合的な障害者施策を推進してまいりました。この間、国においては、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正がなされ、本市においては、平成 30 年 3 月に藤岡市手話言語条例を制定するなど自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取組を推進しています。



こうした中、令和4年度から令和8年度までを新たな期間とする「第4次藤岡市障害者計画」を作成しました。

本計画は、従前の計画を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現に向けて、自己選択と自己決定を尊重し、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援し、安心した生活ができる地域づくりを推進する内容としています。各施策の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました藤岡市障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、多くの市民、障害福祉関係事業所の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

藤岡市長 新 井 雅 博

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け・他計画との関係 2
 - (1) 計画の位置付け
 - (2) 他計画との関係
 - (3) 計画策定体制
- 3 計画の期間 3
- 4 障害のある人の定義 3

第2章 障害のある人の現状と課題

- 1 障害のある人の現状 4
 - (1) 身体障害
 - (2) 知的障害
 - (3) 精神障害
- 2 第3次藤岡市障害者計画の推進状況 8
 - (1) 第3次藤岡市障害者計画の施策体系
 - (2) 第3次藤岡市障害者計画の自己点検
- 3 障害に係るニーズ 13
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査対象者
 - (3) 調査の方法
 - (4) 調査期間
 - (5) 回収結果
- 4 総合課題 26
 - (1) 障害の発生予防対策の充実に向けて
 - (2) 障害に対する理解促進対策に向けて
 - (3) 障害福祉サービスの充実に向けて
 - (4) 就労支援の充実に向けて
 - (5) 療育と教育の充実に向けて

（６）災害時における避難支援体制の構築に向けて

第３章 基本理念と基本目標

- １ 基本理念 29
- ２ 基本目標 29
 - （１）お互いの理解の促進、共生社会の実現
 - （２）自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
 - （３）安全で安心できる地域づくり
- ３ 施策の体系 30
 - （１）共生社会の実現
 - （２）生活支援サービスの充実
 - （３）保健・医療体制の充実
 - （４）雇用の拡大、就労の促進
 - （５）教育・文化芸術・スポーツの充実
 - （６）意思疎通環境の充実
 - （７）安全・安心なまちづくりの推進
- ４ SDGs に対応した取り組み 33

第４章 分野別計画

- １ 共生社会の実現 34
 - （１）お互いの理解の促進
 - （２）差別の解消
 - （３）権利擁護、虐待の防止
- ２ 生活支援サービスの充実 37
 - （１）総合的な相談支援体制の整備
 - （２）障害福祉サービスの充実
 - （３）生活の安定と充実のための施策の推進
 - （４）精神障害のある人の地域移行の推進
 - （５）障害のある子どもへの療育支援
 - （６）発達障害のある人への支援

3	保健・医療体制の充実	49
	(1) 保健事業の充実	
	(2) 医療・リハビリテーションの充実	
	(3) 精神保健・医療体制の充実	
4	雇用の拡大、就労の促進	54
	(1) 雇用の拡大と職場への定着支援	
	(2) 福祉施設からの就労と工賃向上	
5	教育・文化芸術・スポーツの充実	57
	(1) 学校教育の充実	
	(2) 文化芸術活動への参加支援	
	(3) 障害者スポーツの振興	
6	意思疎通環境の充実	60
	(1) 情報提供	
	(2) 意思疎通支援の充実	
7	安全・安心なまちづくりの推進	62
	(1) 福祉のまちづくり推進	
	(2) 防災対策の推進	
	(3) 防犯対策への配慮	
	(4) 交通・移動対策の推進	

第5章 計画推進のために

1	実施計画	66
2	連携・協力の確保	66
3	地域福祉推進基盤の確立	66
4	担い手の確保と養成	66
5	計画の評価・管理	67

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいて策定する障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。本市は、平成19年3月に最初の藤岡市障害者計画を策定し、現在は平成29年3月に策定した第3次藤岡市障害者計画に基づき、「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」を基本目標に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加し活動することができる「完全参加と平等」の社会づくりを目指し障害者施策の推進に取り組んできました。

国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、その締結に向け、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^(※1)」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^(※2)」の施行、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^(※3)」の制定を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。その後、平成30年に「障害者総合支援法」が改正されています。

一方、群馬県では、令和3年3月に「バリアフリーぐんま障害者プラン8（群馬県障害者計画・第6期群馬県障害福祉計画）」を策定し、社会にあるさまざまなバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

本市においては、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会を実現するため、現行の第3次藤岡市障害者計画の基本目標を引き継ぐとともに、障害者施策を切れ目なく総合的に推進するため第4次藤岡市障害者計画を策定するものです。

(※1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 以降、障害者総合支援法と表記する。

(※2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 以降、障害者虐待防止法と表記する。

(※3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 以降、障害者差別解消法と表記する。

2 計画の位置付け・他計画との関係

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、第5次藤岡市総合計画を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の上位計画である第5次藤岡市総合計画や個別計画である藤岡市地域福祉計画ほか、他の障害に関するまちづくり関連の個別計画と連携・調和を保ちながら、障害福祉を推進するための基本的な目標や基本原則、施策の方向を定めるものです。

(3) 計画策定体制

障害者基本法第11条第6項の規定に基づき、幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体代表者、社会福祉協議会職員や民生委員児童委員協議会代表者などからなる「藤岡市障害者自立支援協議会」により計画内容の審議を行いました。

また、計画の円滑な策定に向け、庁内関係部門の代表者からなる「藤岡市障害者計画策定庁内検討会議」を設置し、計画内容の検討を行いました。

さらに、市民及び障害のある人に対して実態調査を実施し、意見の反映に努めました。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

【藤岡市障害者計画の推移】

- ・ 藤 岡 市 障 害 者 計 画 （平成19年度から平成23年度）
↓
- ・ 第2次藤岡市障害者計画（平成24年度から平成28年度）
↓
- ・ 第3次藤岡市障害者計画（平成29年度から令和3年度）
↓
- ・ 第4次藤岡市障害者計画（令和4年度から令和8年度）

4 障害のある人の定義

この計画における「障害のある人」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

ただし、具体的な事業の対象となる障害のある人の範囲は、個々の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

第2章 障害のある人の現状と課題

第2章 障害のある人の現状と課題

1 障害のある人の現状

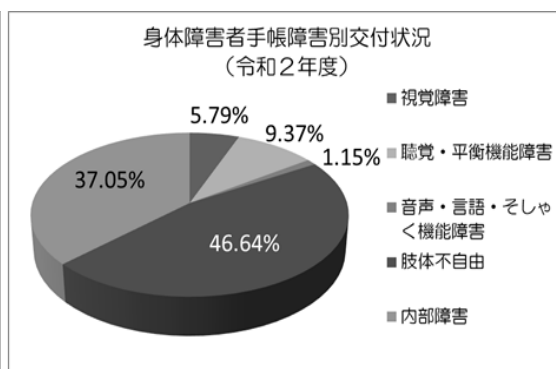
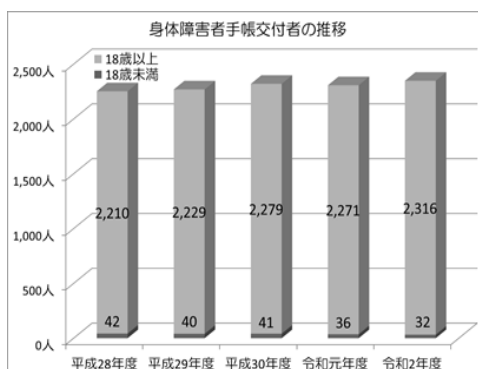
(1) 身体障害

①身体障害者手帳の交付状況

令和2年度末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は2,348人です。
総人口64,110人に対する比率は3.66%となっています。

令和2年度末現在の障害の種別では、「肢体不自由」が46.64%と最も多く、次いで「内部障害」が37.05%、「聴覚・平衡機能障害」が9.37%、「視覚障害」が5.79%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が1.15%となっています。また、人口に占める身体障害者手帳交付者の割合は、平成28年度と比較すると0.28ポイント上昇しています。

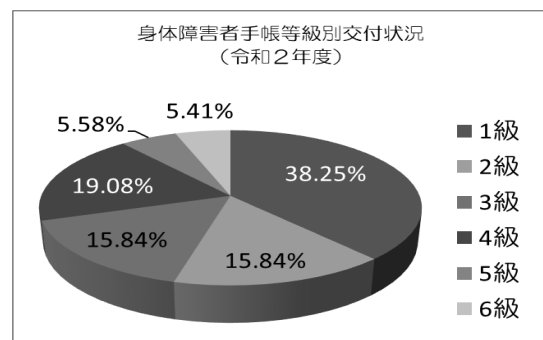
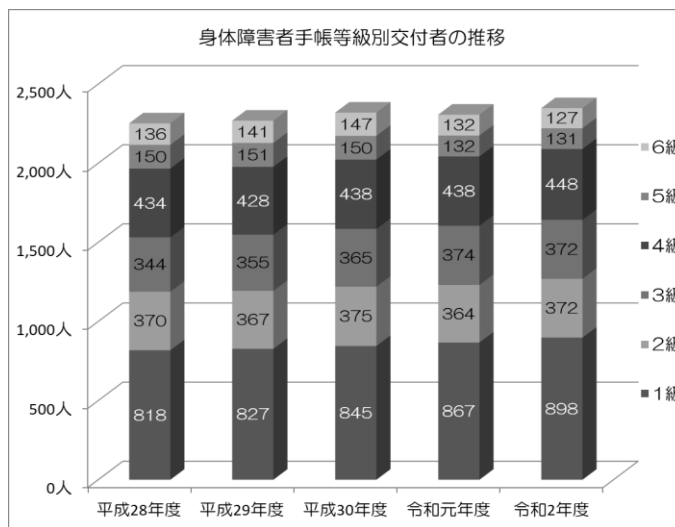
身体障害者手帳交付者の推移（各年度末現在）																
		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
視覚障害	18歳未満	0人	145人	6.44%	0人	138人	7.48%	0人	142人	6.12%	0人	133人	5.77%	0人	136人	5.79%
	18歳以上	145人			138人			142人			133人			136人		
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	12人	212人	9.41%	14人	229人	10.09%	13人	237人	9.23%	11人	234人	10.14%	10人	220人	9.37%
	18歳以上	200人			215人			224人			223人			210人		
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0人	27人	12.0%	0人	29人	12.8%	0人	29人	12.5%	0人	28人	12.1%	0人	27人	11.5%
	18歳以上	27人			29人			29人			28人			27人		
肢体不自由	18歳未満	27人	1133人	50.27%	23人	1126人	49.63%	23人	1132人	48.79%	20人	1090人	50.48%	17人	1095人	46.64%
	18歳以上	1106人			1103人			1109人			1070人			1078人		
内部障害	18歳未満	3人	735人	32.64%	3人	747人	32.92%	5人	780人	33.62%	5人	822人	35.63%	5人	870人	37.05%
	18歳以上	732人			744人			775人			817人			865人		
合計（A）	18歳未満	42人	2252人	100%	40人	2269人	100%	41人	2320人	100%	36人	2307人	100%	32人	2348人	100%
	18歳以上	2210人			2229人			2279人			2271人			2316人		
総人口（B）		66564人			65984人			65531人			64820人			64110人		
人口に占める割合（A/B）		3.38%			3.44%			3.54%			3.56%			3.66%		



②身体障害者手帳の等級別交付状況

身体障害者手帳の等級別交付状況は、各年度とも重度者（1級及び2級）が半数を占めるとともに、特に1級の障害のある人が増加しています。

		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
1級	18歳未満	18人			15人			16人			14人			14人		
	18歳以上	800人	818人	36.32%	812人	827人	36.45%	829人	845人	34.81%	853人	867人	37.58%	884人	898人	38.25%
2級	18歳未満	12人			11人			11人			10人			7人		
	18歳以上	358人	370人	16.43%	356人	367人	16.17%	364人	375人	16.16%	354人	364人	16.49%	365人	372人	15.84%
3級	18歳未満	7人			8人			9人			7人			5人		
	18歳以上	337人	344人	15.28%	347人	355人	15.65%	356人	365人	15.73%	367人	374人	16.21%	367人	372人	15.84%
4級	18歳未満	3人			4人			4人			4人			4人		
	18歳以上	431人	434人	19.27%	424人	428人	18.86%	434人	438人	18.88%	434人	438人	18.99%	444人	448人	19.08%
5級	18歳未満	0人			0人			0人			0人			0人		
	18歳以上	150人	150人	6.66%	151人	151人	6.65%	150人	150人	6.47%	132人	132人	5.72%	131人	131人	5.58%
6級	18歳未満	2人			2人			1人			1人			2人		
	18歳以上	134人	136人	6.04%	139人	141人	6.21%	146人	147人	6.34%	131人	132人	5.72%	125人	127人	5.41%
合計	18歳未満	42人			40人			41人			36人			32人		
	18歳以上	2,210人	2,252人	100%	2,229人	2,269人	100%	2,279人	2,320人	100%	2,271人	2,307人	100%	2,316人	2,348人	100%
重度障害者 (1・2級)	18歳未満	30人			26人			27人			24人			21人		
	18歳以上	1,158人	1,188人	52.75%	1,168人	1,194人	52.62%	1,193人	1,220人	52.59%	1,207人	1,231人	53.36%	1,249人	1,270人	54.09%



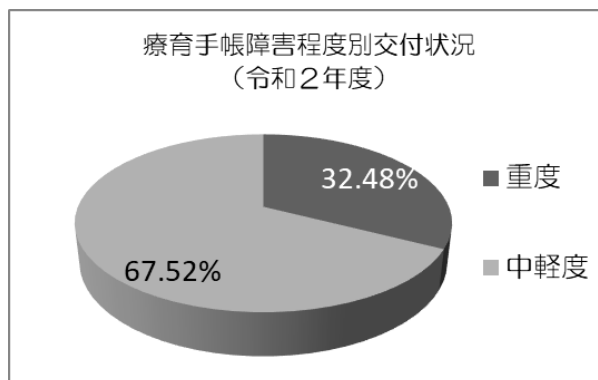
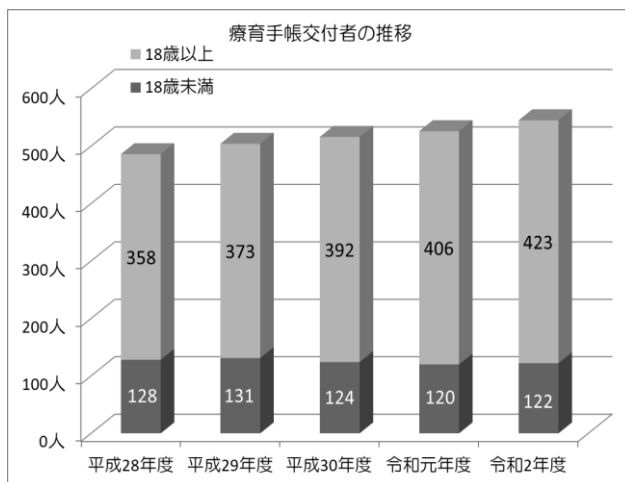
(2) 知的障害

①療育手帳の交付状況

療育手帳の交付状況の推移をみますと、平成28年度末現在486人から増加傾向にあり、令和2年度末現在545人となっており、総人口64,110人に対する比率は0.85%となっています。

障害程度別では、重度が32.48%、中軽度が67.52%となっています。また、人口に占める療育手帳交付者の割合は、平成28年度と比較すると0.12ポイント上昇しています。

療育手帳交付者の推移（各年度末現在）																
		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
重度	18歳未満	41人	171人	35.19%	40人	175人	34.72%	40人	179人	34.69%	36人	179人	34.03%	30人	177人	32.48%
	18歳以上	130人			135人			139人			143人			147人		
中軽度	18歳未満	87人	315人	64.81%	91人	329人	65.28%	84人	337人	65.31%	84人	347人	65.97%	92人	368人	67.52%
	18歳以上	228人			238人			253人			263人			276人		
合計（A）	18歳未満	128人	486人	100%	131人	504人	100%	124人	516人	100%	120人	526人	100%	122人	545人	100%
	18歳以上	358人			373人			392人			406人			423人		
総人口（B）		66,564人			65,984人			65,531人			64,820人			64,110人		
人口に占める割合（A/B）		0.73%			0.76%			0.79%			0.81%			0.85%		



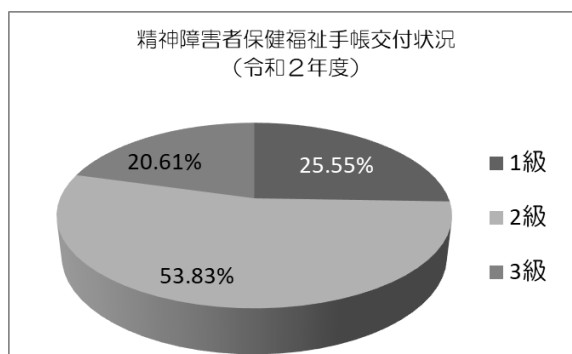
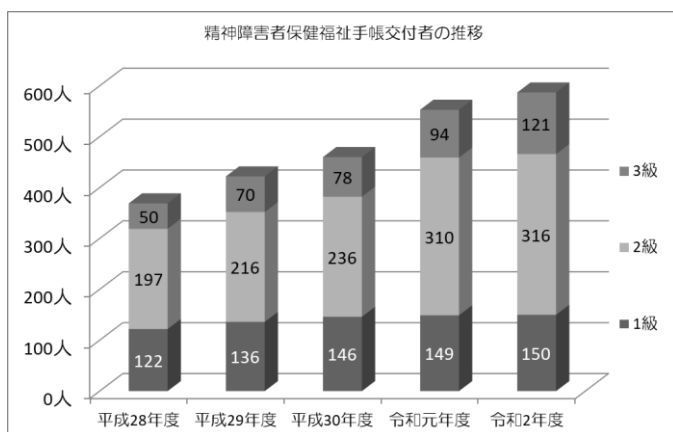
(3) 精神障害

①精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況の推移をみますと、平成28年度末現在369人から増加傾向にあり、令和2年度末現在587人となっています。また、総人口64,110人に対する比率は0.92%となっています。

障害等級別では、1級が25.55%、2級が53.83%、3級が20.61%となっています。また、人口に占める精神障害者保健福祉手帳交付者の割合は、平成28年度と比較すると0.37ポイント上昇しています。

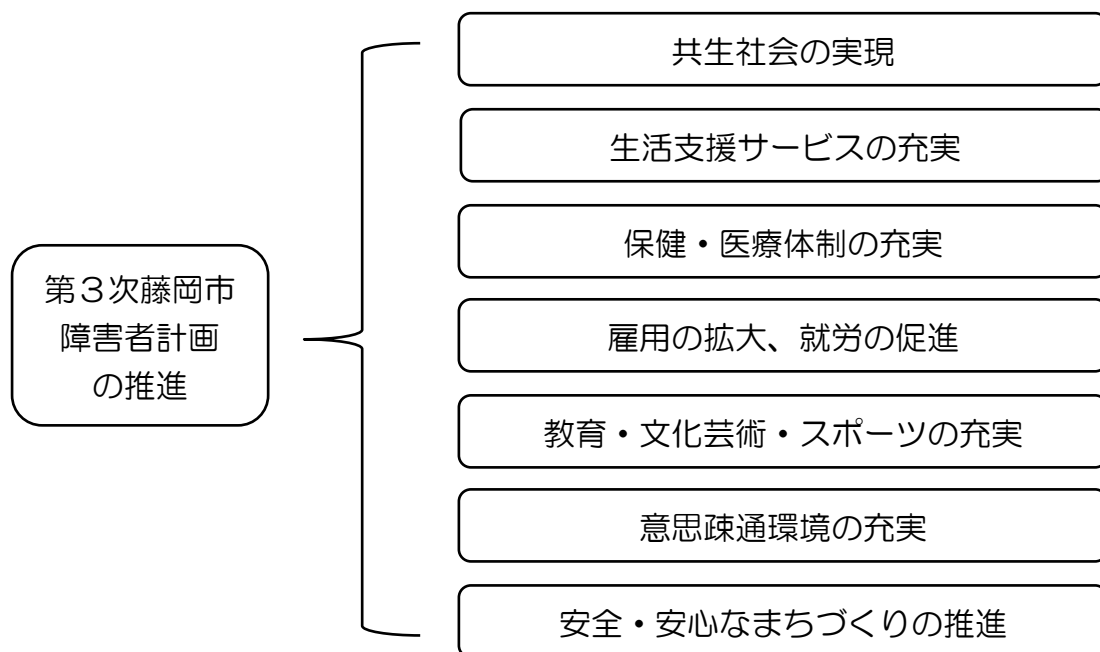
精神障害者保健福祉手帳交付者の推移（各年度末現在）										
	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
1級	122人	33.06%	136人	32.23%	146人	31.74%	149人	26.94%	150人	25.55%
2級	197人	53.39%	216人	51.18%	236人	51.30%	310人	56.06%	316人	53.83%
3級	50人	13.55%	70人	16.59%	78人	14.62%	94人	17.00%	121人	20.61%
合計（A）	369人	100%	422人	100%	460人	100%	553人	100%	587人	100%
総人口（B）	66,564人		65,984人		65,531人		64,820人		64,110人	
人口に占める割合（A/B）	0.55%		0.64%		0.70%		0.85%		0.92%	



2 第3次藤岡市障害者計画の推進状況

(1) 第3次藤岡市障害者計画の施策体系

平成29年度から令和3年度までを計画期間とした、前回計画については、7項目を目標として計画を運用してきました。



(2) 第3次藤岡市障害者計画の自己点検

① 共生社会の実現

障害についての正しい知識の普及と障害のある人への理解を深める教育の普及、啓発に関する活動の推進のため、障害者週間や知的障害者月間での、啓発活動を継続してきました。この他、第3次計画期間中には、新たに小学生を対象とした手話教室を実施し、子どもものときから障害について学び障害のある人との交流の機会の提供を行ってきました。

また、令和3年度より成年後見センターが藤岡市社会福祉協議会に設置され、利用促進支援を通じて普及啓発を行いました。

このような状況の中、共生社会の実現に向けた普及啓発や関係機関との連携、その機能の発揮についての強化が求められています。

②生活支援サービスの充実

障害者総合支援法による障害福祉サービスを中心として、各サービスの利用については年々増加傾向にあります。児童福祉法による障害児通所支援も同様に増加傾向にあり、発達障害のある子どもへの支援の充実として、令和4年度から児童発達支援センターの市内での開設が予定されています。

近年は、放課後等デイサービスや就労継続支援等のサービスを実施する事業者が増加しており、事業者との連携体制の確保が必要とされています。

この他、本市では藤岡市相談支援事業所を設置し相談支援体制の整備を行ってきましたが、国の示す指針では、重層的な相談支援体制の整備が求められており、第3次計画期間中には設置できなかった基幹相談支援センターの設置が求められています。

・相談支援事業

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託事業所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
相談件数	1,104件	1,603件	2,490件	2,995件	2,380件

③保健・医療体制の充実

社会生活環境の変化によるストレス等からこころの健康を損なう人が増えており、第3次計画期間中では、人口に占める精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加傾向にあり、平成28年度末の0.55%（369人）から令和2年度末では0.92%（587人）へ増加しています。

本市では、精神障害のある人同士の交流機会の充実としてピアサポート事業の実施や生産活動の機会の提供として地域生活支援センターの運営を行ってきました。また、こころの相談事業の充実として、こころの健康センターや保健福祉事務所と連携し、相談や訪問を行うとともに、令和元年度にはこころの健康づくりの対策推進として、藤岡市いのち支える行動計画を策定し自殺防止対策を掲げ、ゲートキーパー研修やこころの健康に関する講座を職員研修や市内の小中学校で実施してきました。

こうした中、国の示す指針では、精神科病院からの退院後の地域での支援体制の不足が危惧されており、本市においても精神障害のある人が地域の中でも安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育機関等が連携した体制が整備された、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

・地域活動支援センター事業

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふれあい (精神障害者)	開所日数	240日	240日	240日	239日	242日
	登録数	45人	40人	45人	44人	48人
	延べ人数	4,669人	4,551人	4,669人	4,492人	4,558人

・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生医療	入院	6人	6人	7人	5人	3人
	入院外	20人	22人	18人	18人	20人
育成医療	入院	3人	5人	10人	10人	8人
	入院外	7人	8人	7人	13人	10人
精神通院医療	申請数	909人	769人	826人	902人	628人

④雇用の拡大、就労の促進

本市では、藤岡市障害者自立支援協議会の中に就労支援部会を設け検討を進める中で、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、高等特別支援学校などの協力により、第3次計画期間中の平成29年度より障害者向け企業説明会を開催してきました。新型コロナウイルス感染症の拡大により開催できない年度もありますが、参加企業数が減少しており、多くの企業に参加してもらえる働きかけが課題となっています。

また、藤岡市障害者職場実習補助金交付制度や藤岡市障害者雇用促進事業補助金交付制度の活用により、就労の促進が期待されるところであり、その活用や制度周知が今後の検討課題となっています。

・障害者職場実習補助事業

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者職場実習補助事業	利用者数	—	8人	14人	9人	8人

※障害者職場実習補助事業は、平成29年度より開始

⑤教育・文化芸術・スポーツの充実

平成27年度に藤岡特別支援学校が単独校として市内に開設され、第3次計画期間中の平成30年度には高等部の開設がなされたことで、特別支援教育の充実が図られました。今後は、高等部卒業後の支援体制の充実が必要とされています。

障害者スポーツの振興や文化芸術活動においては、大学との連携や市内の障害者支援施設の協力を得て、藤岡市障害者スポーツ大会の開催を実施し、市内の障害者支援施設ではイベント活動を通じて創作活動の機会を提供してきました。この他、障害のある人が円滑に外出でき、社会参加の促しとなるよう移動支援事業を実施してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により障害者スポーツ、文化芸術活動の中止や社会参加のための移動の制約が伴い、社会参加活動が縮小する中で、活動機会の場の提供が課題となっています。

・移動支援事業

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請者数	129人	128人	122人	109人	129人
実人員	75人	85人	86人	82人	69人
利用件数	3,882件	4,001件	4,323件	4,176件	3,725件
利用時間	10,369時間	10,469時間	10,707時間	9,702時間	7,184時間

⑥意思疎通環境の充実

本市では、第3次計画に基づく意思疎通支援の充実として、平成30年3月に藤岡市手話言語条例を施行し、聴覚障害者協会との連携により、手話通訳者派遣や手話奉仕員養成講座の提供を行ってきました。また、手話通訳者を常設することで、令和2年度よりインターネットビデオ電話を使用し手話同時通訳でつなぐ、電話リレーサービスの開始が新たに可能となりました。

今後の目標として、手話通訳者の養成を通じて、人材の確保や手話への理解と普及を行います。

・意思疎通支援事業

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者等派遣事業	利用実人員	18人	21人	17人	17人	13人
	利用件数	64件	99件	108件	140件	83件
手話通訳者設置事業	設置回数	毎週月・木曜日設置	毎週月・木曜日設置	毎日（休日を除く）	毎日（休日を除く）	毎日（休日を除く）
	利用件数	49件	40件	82件	96件	35件
手話奉仕員養成講座	基礎コース	7人	9人	8人	17人	0人
	入門コース	17人	13人	19人	10人	0人
※平成30年5月1日より手話通訳者を常勤設置しています。						

⑦安全・安心なまちづくりの推進

本市では、群馬県が令和元年8月に開始したヘルプマーク交付事業を推進しています。周囲の人の理解を促し、必要な援助を得やすい社会の実現を目指しています。また、第3次計画期間中には、障害者の地域移行を促し、在宅で安心した生活をおくることができるよう住宅改造費補助事業を継続実施しました。

今後は、近年多発する地震や台風などの災害時に障害のある人の安全を確保できるよう、消防、警察、自主防災組織、民生委員などを中心とした近隣の住民からなる避難誘導體制の整備が求められています。

3 障害に係るニーズ

(1) 調査の目的

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に最初の藤岡市障害者計画を策定し、現在は平成29年3月に策定した第3次藤岡市障害者計画に基づき福祉事業を進めてきましたが、障害者計画の見直しの時期となり、障害のある人の日常生活や福祉行政に期待することなどを調査・把握し、計画見直しの基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象者

調査の対象者は、市内に居住する身体・知的・精神障害の手帳を取得した人、また一般市民及び障害福祉関係事業所を対象に無作為に抽出し、調査を実施しました。

(3) 調査の方法

アンケート調査票を本人宛に郵送し、回収しました。

(4) 調査期間

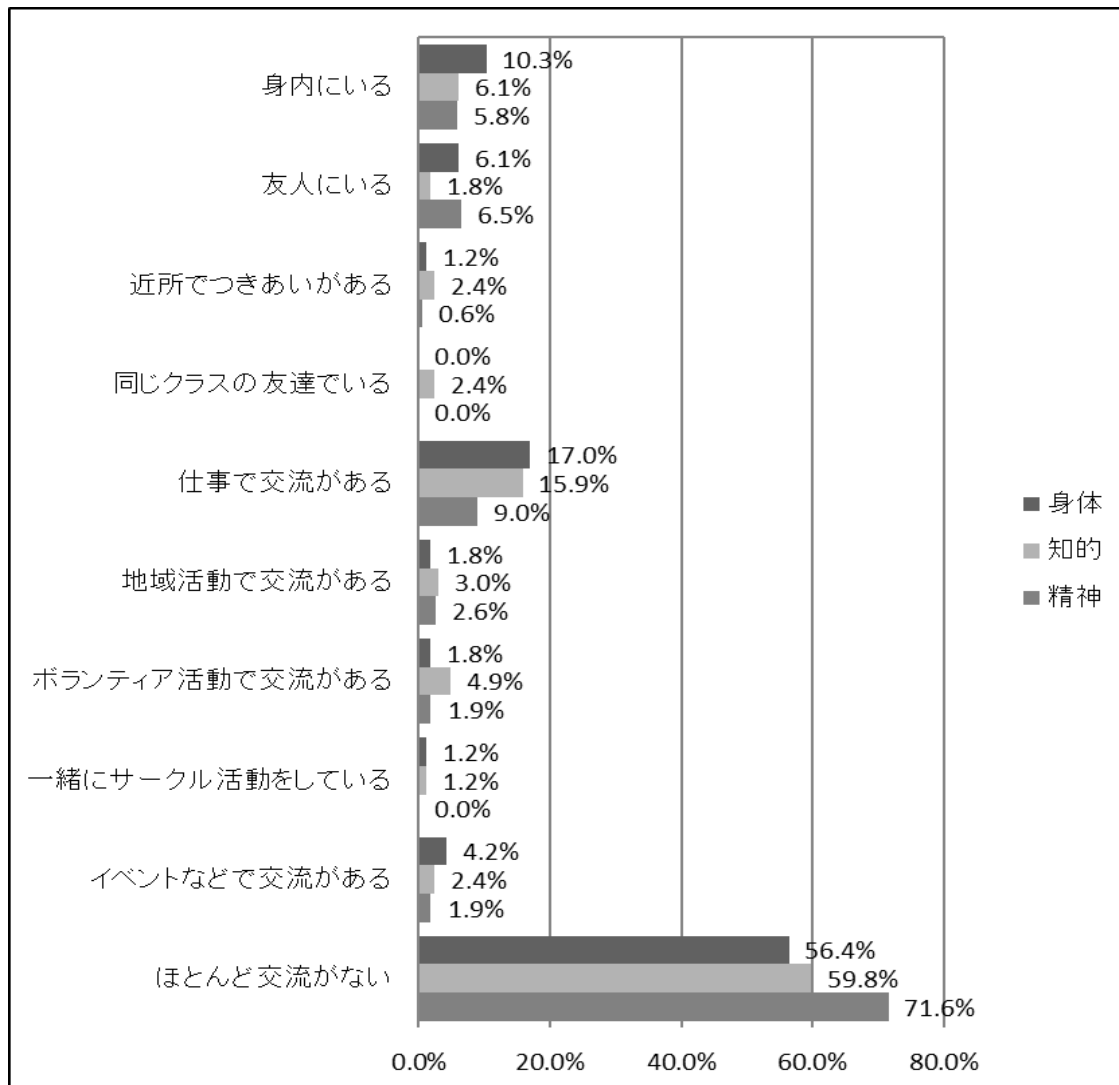
令和3年9月1日から令和3年9月30日まで

(5) 回収結果

調査対象者	調査対象件数 (A)	未着数 (B)	回答数 (C)	回答率 (C/A-B)
一般市民	400件	0件	145件	36.3%
障害福祉関係事業所	50件	0件	39件	78.0%
身体障害	300件	6件	154件	52.4%
知的障害	100件	6件	44件	46.8%
精神障害	150件	6件	63件	43.8%
合計	1,000件	18件	445件	45.3%

令和3年度に実施した障害者福祉に関するアンケート調査結果は、次のとおりです。

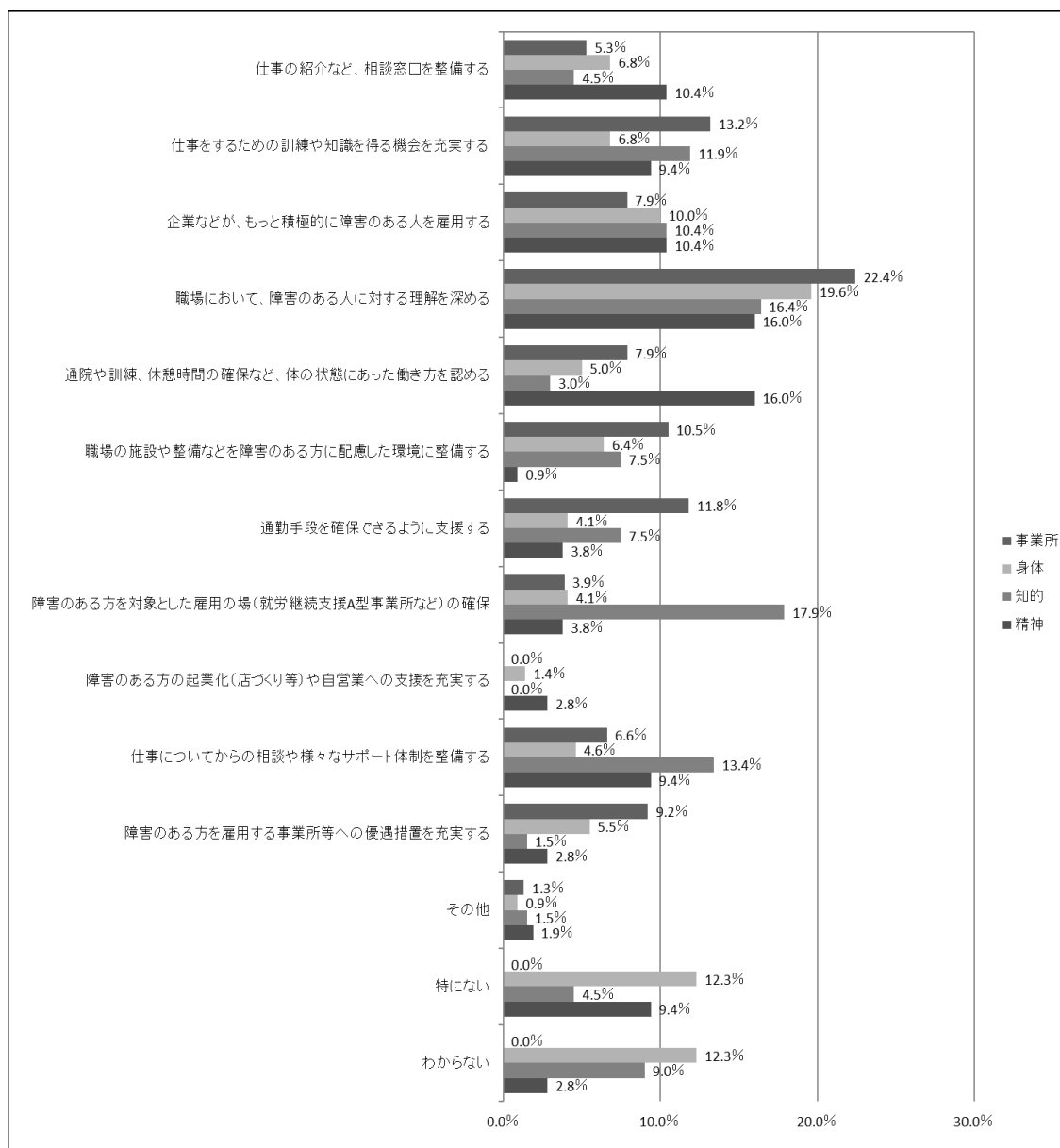
【問】あなたは、障害のある人と交流する機会がありますか。（ありましたか）



一般市民へのアンケート結果を見ると、半分以上の方が障害のある人との交流はないということがわかります。障害のある人との交流がある一般市民の中では、いずれの障害も仕事で交流がある人が多くなっています。これは、障害者雇用促進法^{（※1）}の中で規定されている障害者雇用率制度により、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障害のある人を雇用する義務があることが要因であると考えます。群馬県の民間企業における障害のある人の雇用数は、法定雇用率の2.2%には届いていませんが、年々増加傾向にあり、平成30年度より全国平均の実雇用率を上回っています。今後も障害のある人が安心して働き、地域で活動できる社会の構築が望まれます。

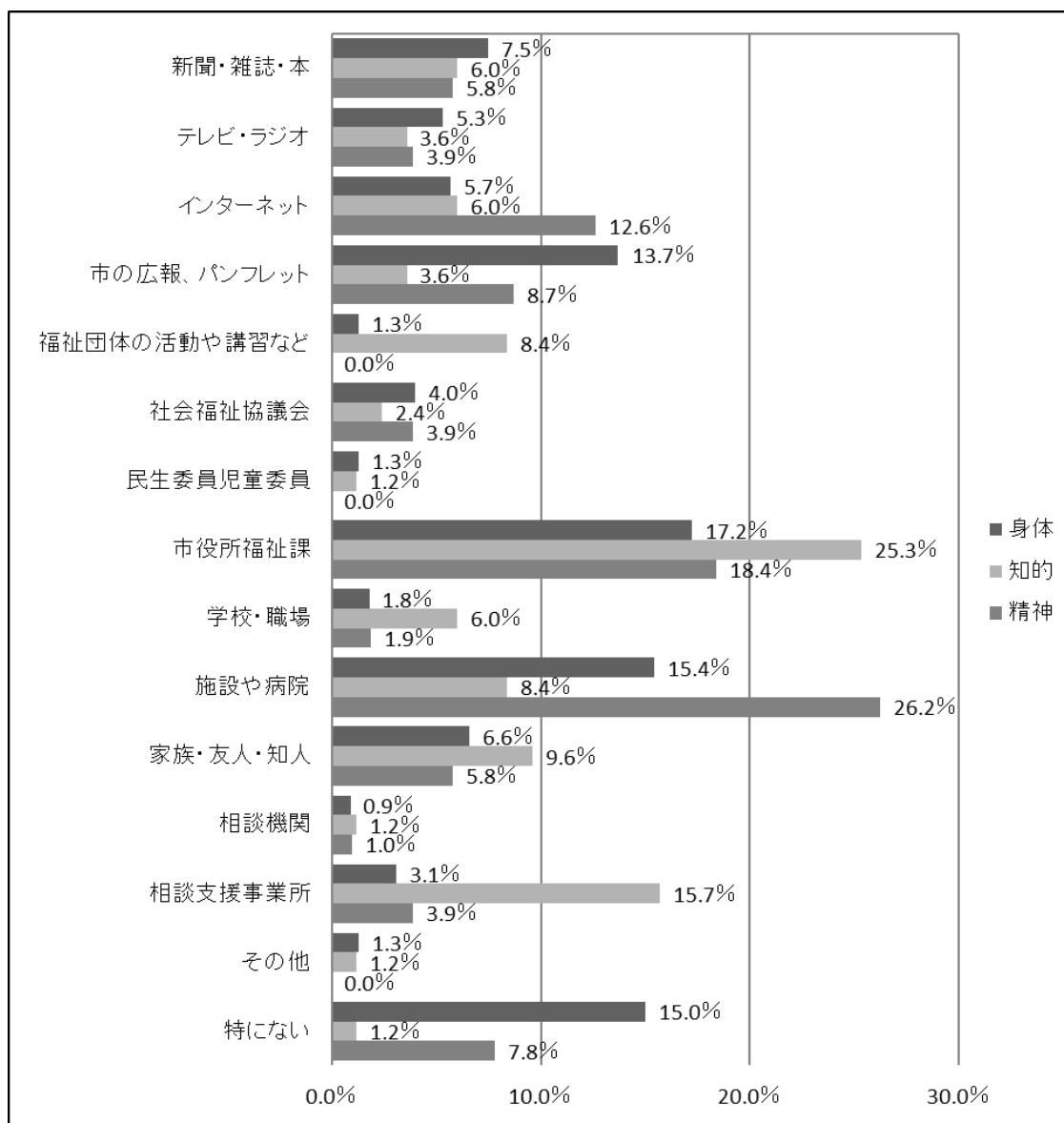
（※1）障害者雇用促進法 障害者の雇用の促進等に関する法律の略称

【問】 障害のある人が働くために必要な条件は何ですか。



平成28年度の調査結果と今回の調査結果では、いずれも「職場において、障害のある人に対する理解を深める」の割合が高くなっています。また、知的障害のある本人または保護者からは、「障害のある方を対象とした雇用の場（就労継続支援 A 型事業所などの確保）」が望まれています。障害者雇用促進法や障害者差別解消法の改正により、障害のある人の就労意欲は高まっていると考えられます。今後も障害に対する理解を深めるための取り組みを実施していく必要があると考えます。

【問】障害者福祉についての情報は、主にどこから入手していますか。



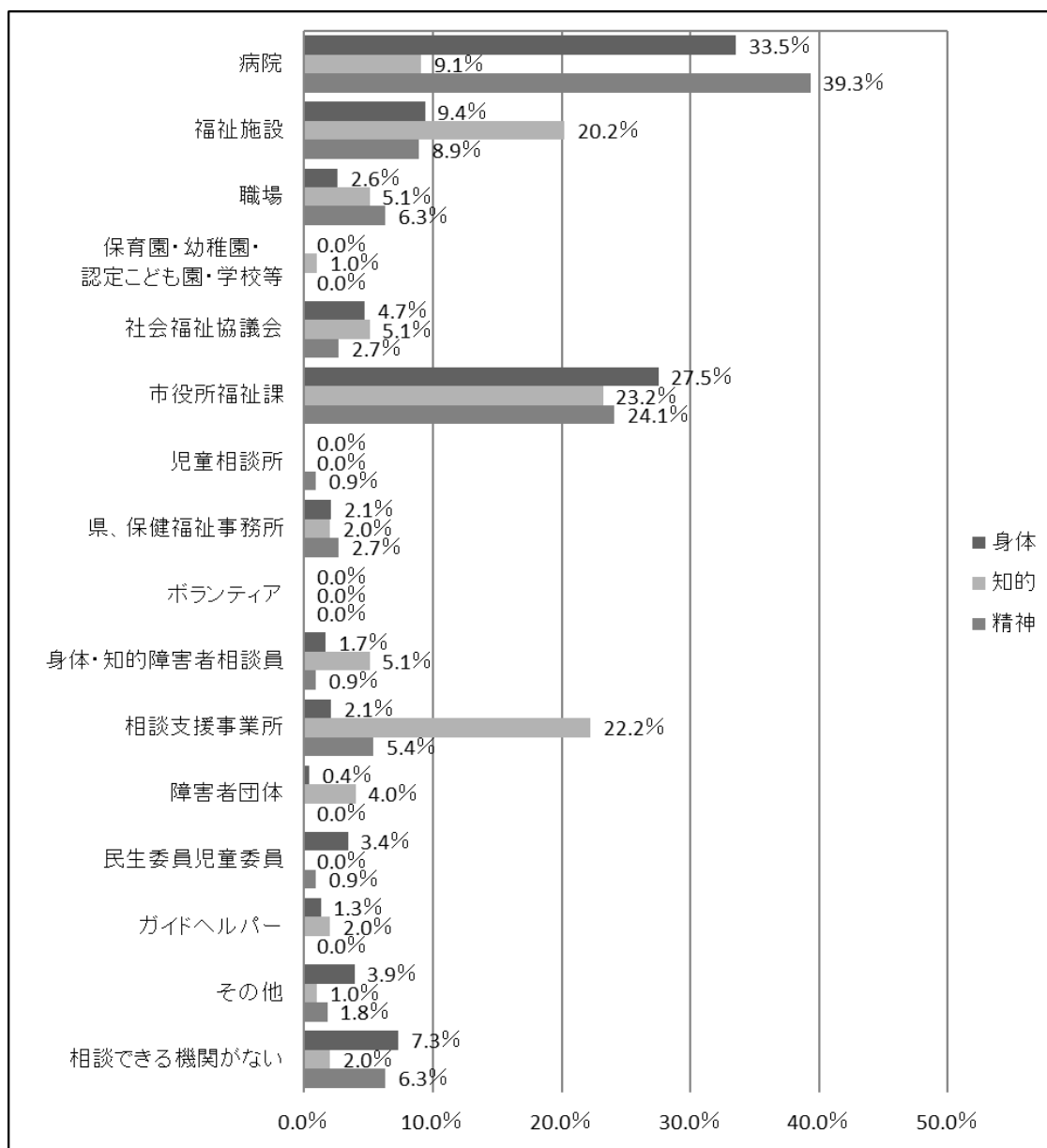
身体障害のある人、精神障害のある人は「市役所福祉課」、「施設や病院」の割合が高く、知的障害のある人は、「市役所福祉課」、「相談支援事業所^(※1)」の割合が高くなっています。

この結果は、平成28年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありません。身体障害のある人や精神障害のある人のように、病院への定期通院が必要な方は病院で情報を得ることが多く、あまり定期通院を要さない知的障害のある人は、保護者が相談支援事業所や保護者同士のコミュニティから情報を得ていると思われます。しかしながら、いずれの障害も「市役所福祉課」が主な情報源になっているため、今後も情報提供に努めます。

(※1) 相談支援事業所

障害のある人や家族等からの相談や障害福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行に向けた支援などを行う事業所のこと。

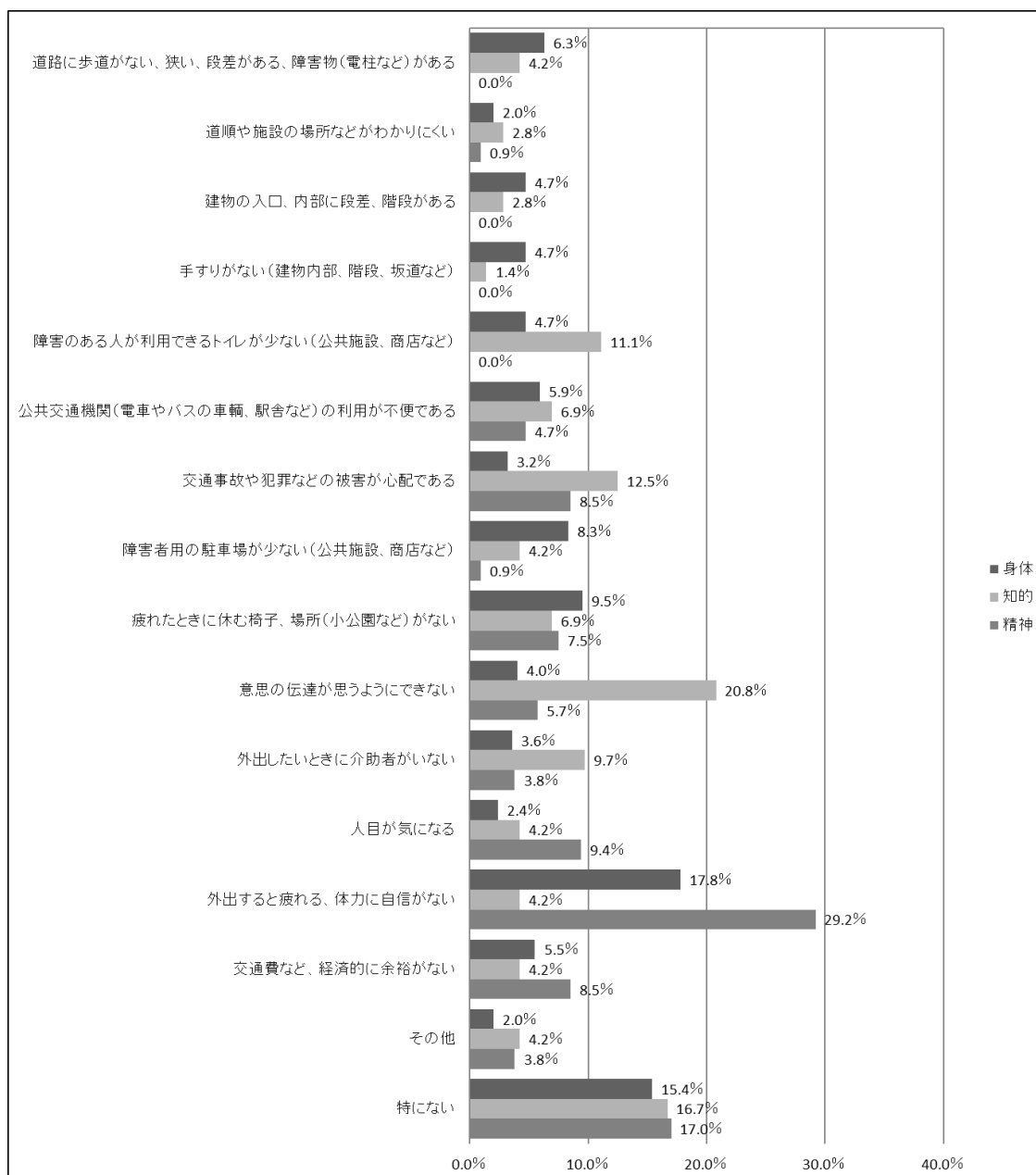
【問】障害や生活などについて心配ごとや悩みがあった場合、相談する機関などがありますか。



身体障害のある人、精神障害のある人は「市役所福祉課」、「施設や病院」の割合が高く、知的障害のある人は、「市役所福祉課」、「相談支援事業所」の割合が高くなっています。

平成 28 年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありませんが、障害者福祉の情報を提供している機関が、障害のある人それぞれの相談窓口としての役割を担っていると言えます。各相談窓口となっている機関同士の連携は障害のある人の支援においては、大変重要となっており、本市においても、こうした連携調整を図ることができ、専門的な相談支援体制を設けることのできる、基幹相談支援センターの設置を推進する必要があると考えます。

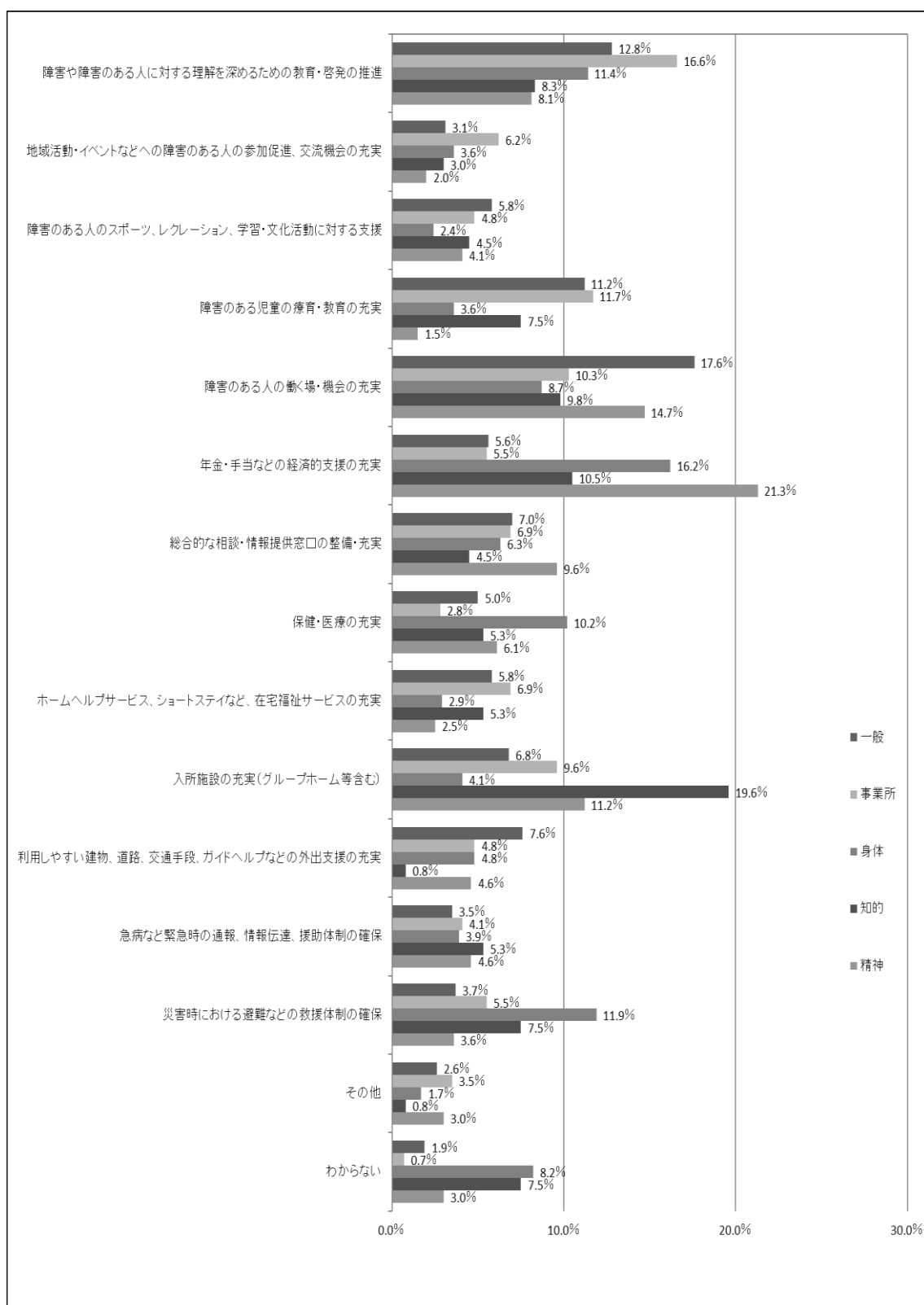
【問】あなたが外出で困ること、または外出できない理由は何でしょうか。



身体障害のある人は、「外出すると疲れる、体力に自信がない」、「疲れたときに休む椅子、場所(小公園など)がない」の割合が高く、体力的な問題や設備の問題があり、知的障害のある人は、「意思の伝達が思うようにできない」、「交通事故や犯罪などの被害が心配である」の割合が高くなっている。また、精神障害のある人は、「外出すると疲れる、体力に自信がない」、「人目が気になる」などが問題となっています。

この結果は、平成28年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありませんが、障害のある方が外出する際に困らないよう、公共設備のバリアフリー化の推進や具体的な支援策として、重度障害者タクシー料金補助事業の継続や移動支援事業者の確保にも引き続き努める必要があると考えます。

【問】障害のある人が暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が必要と考えますか。

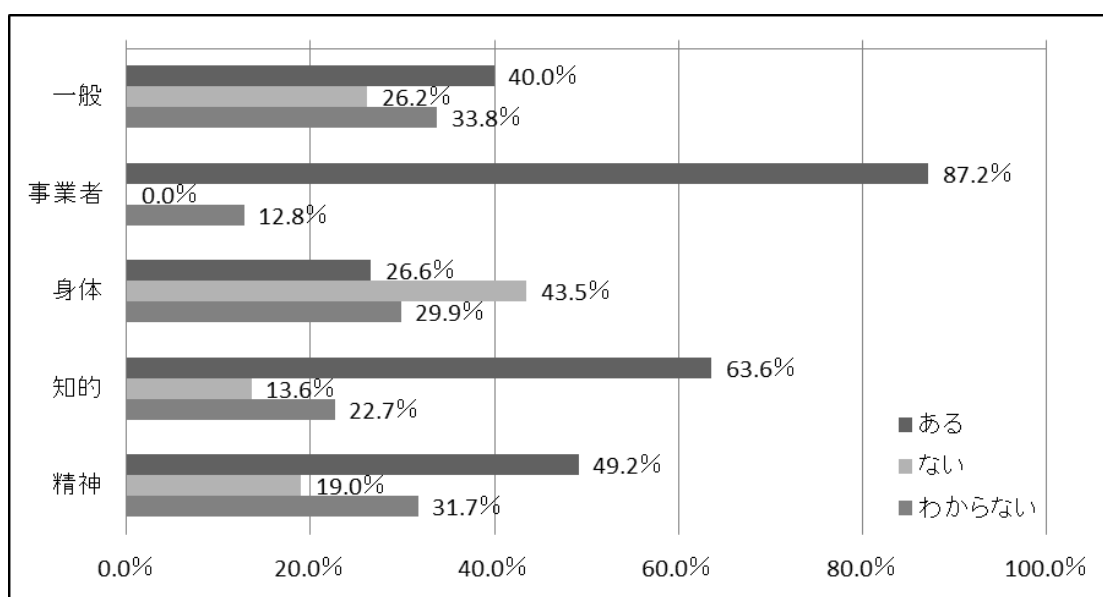


一般市民及び障害福祉サービス等を提供する事業者は、「障害や障害のある人に対する理解を深めるための教育・啓発の推進」、「障害のある児童の療育・教育の充実」、「障害のある人の働く場・機会の充実」の割合が高くなっており、障害のある人への差別や偏見をなくするため、理解促進に向けた取り組みが必要であると考えられます。

また、障害のある人は、障害の特性によって求める施策は異なりますが、いずれも「年金・手当などの経済的支援の充実」の割合が高い結果となり、「障害福祉サービスの充実」も高い結果であります。同時に「障害のある人の働く場、機会の充実」は障害のある人、障害のない人共に高い結果となりました。

暮らしやすいまちづくりのためには、就労機会の提供の促進や障害福祉サービスの提供の充実が求められており、社会生活における安心・安定が必要であると考えます。

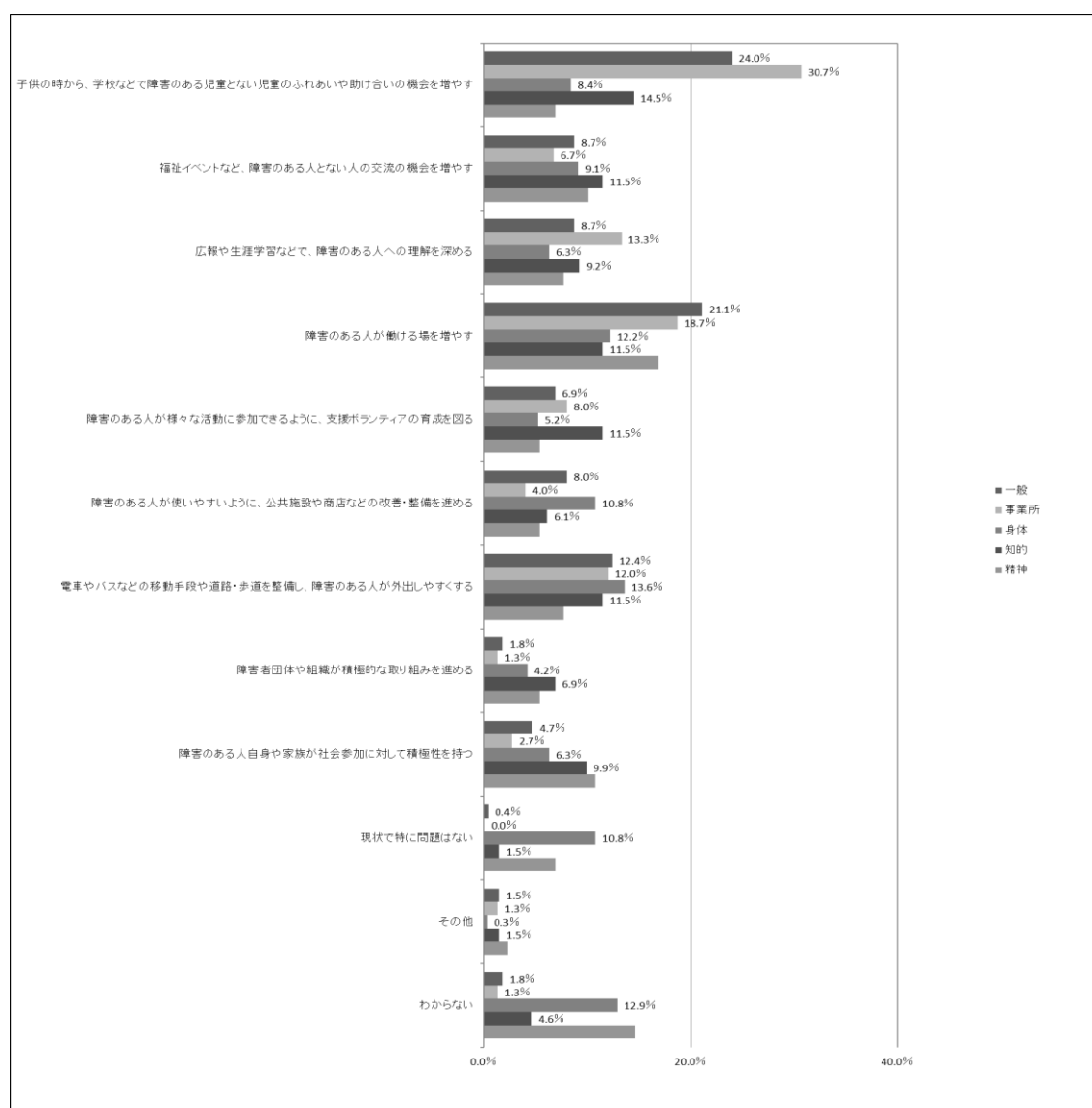
【問】あなたは、日常生活や地域で、障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることはありませんか。



障害のある人が差別・偏見・または配慮のなさを感じる割合は、障害のある人全体では、38.31%となり、平成28年度の調査結果45.04%から改善する結果となりました。

しかしながら、知的障害のある人が差別・偏見、または配慮のなさを感じている割合は、平成28年度の調査結果57%から63.6%と悪化しました。特に障害福祉サービスを提供する事業者の障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じる割合は87.2%と高水準でありました。今後も、障害者差別解消法に基づき、障害に対する理解を深めるための取り組みを実施していく必要があると考えます。

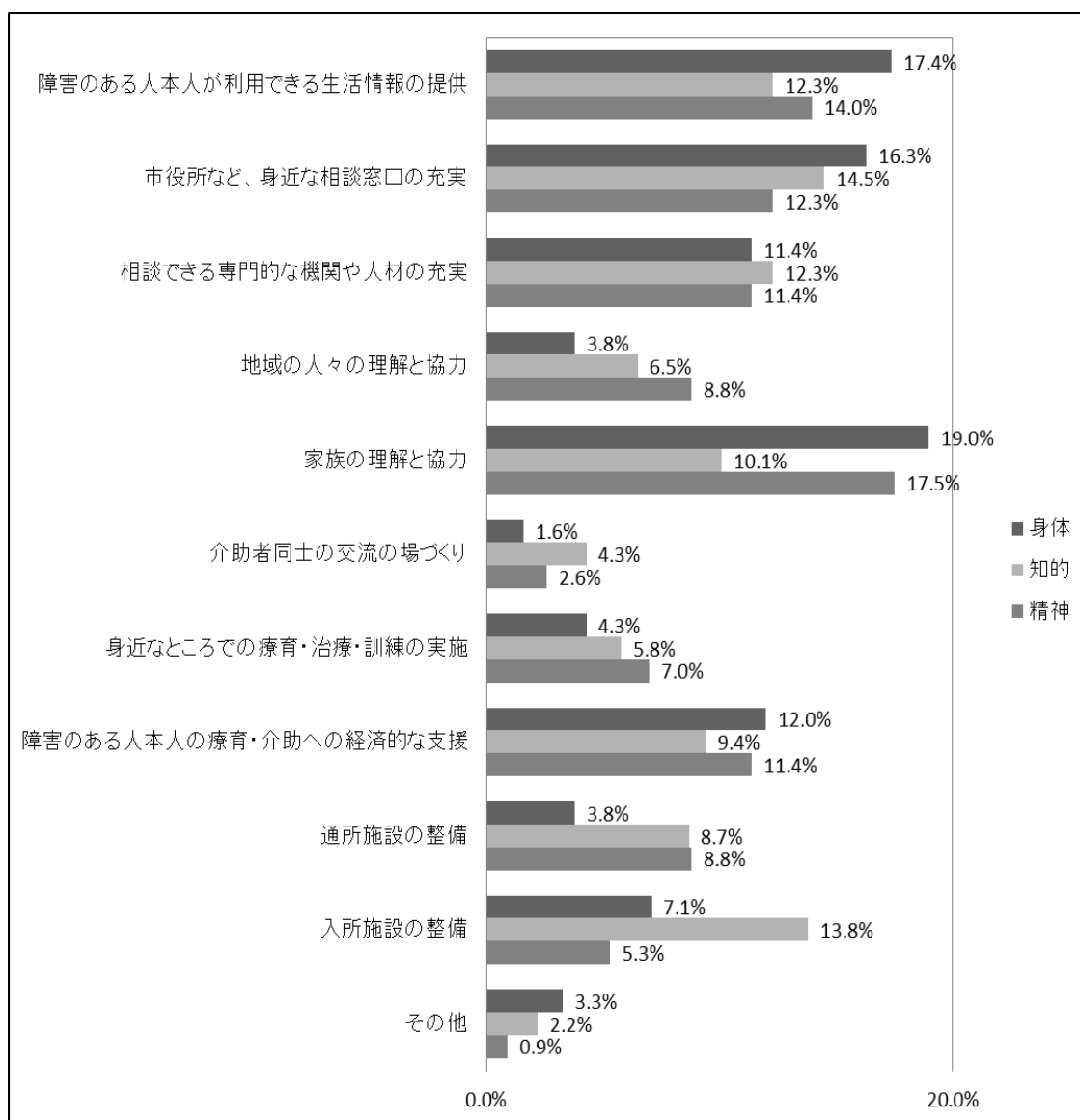
【問】あなた（障害のある人）が地域や社会に積極的に参加するために、何が必要と考えますか。



一般市民は、障害のある人が地域や社会に積極的に参加するためには、「子どもの時から、学校などで障害のある児童とない児童のふれあいや助け合いの機会を増やす」ことが必要であるとする割合が高くなっています。小学校等で障害について学び、助け合うことは、大人になってからも障害について理解し、障害のある人とない人が共に生活し活動できる社会を構築することにつながると考えます。

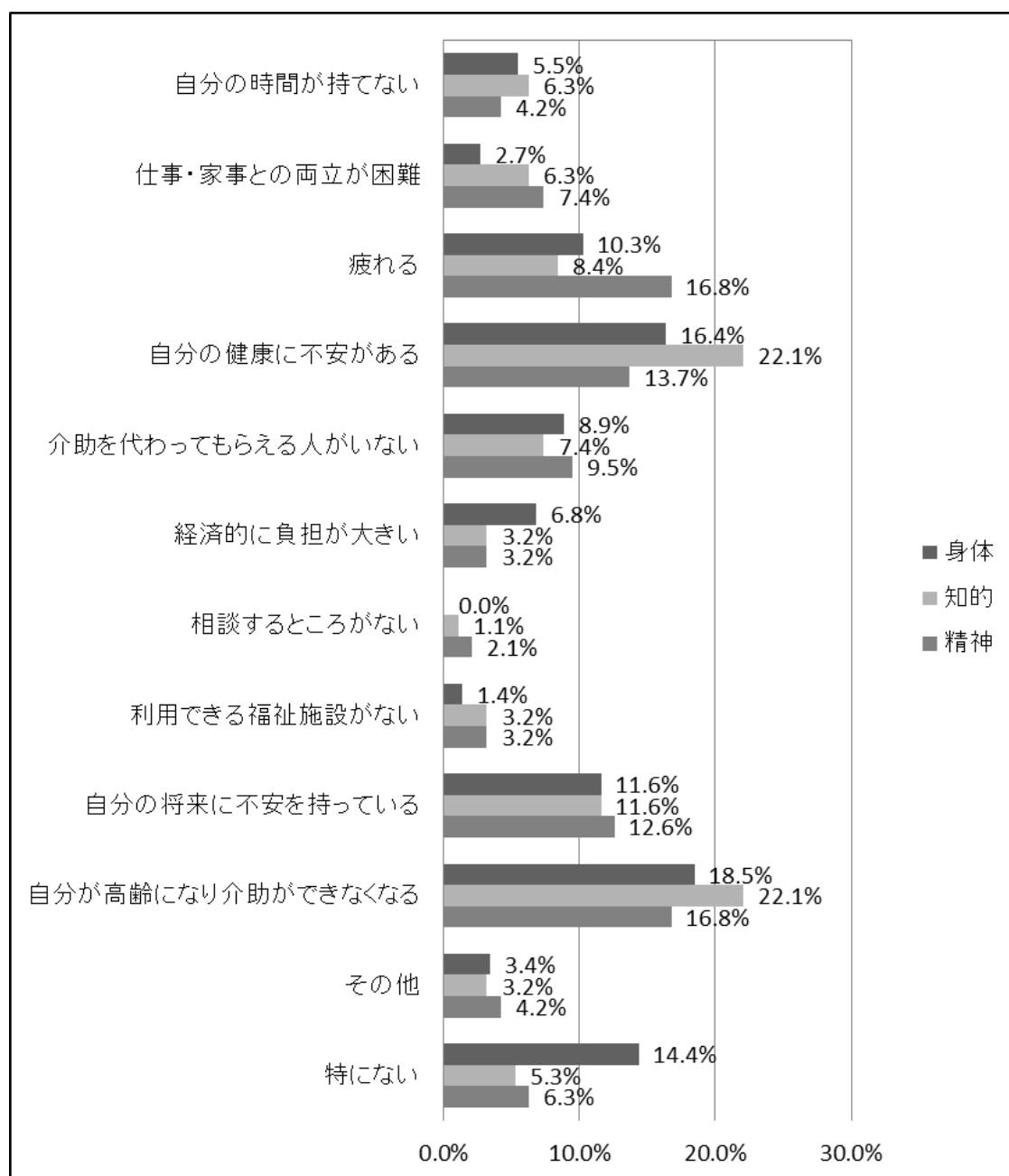
また、一般市民、事業所及びいずれの障害のある人も、「障害のある人が働ける場所を増やす」の割合が伸びており、就労することにより地域や社会に参加することを望んでいます。障害のある人が働くために必要な条件についてのアンケート結果と同じく、社会参加の促進にも、障害のある人への差別や偏見をなくすための理解促進に向けた取り組みが必要であると考えられます。

【問】あなたの介助に必要なことはどれですか。



「家族の理解と協力」、「障害のある人本人が利用できる生活情報の提供」、「市役所など、身近な相談窓口の充実」の割合が高い傾向にあり、基幹相談支援センターを設置することで地域の各相談機関との連携強化を図り、こうしたニーズに応えることができる体制づくりが必要と考えます。また、保健・医療・福祉・教育機関等が連携をとり、住み慣れた地域で安心した生活が送れる支援体制が求められており、障害のある人に適切な情報提供を行うことが必要であると考えます。

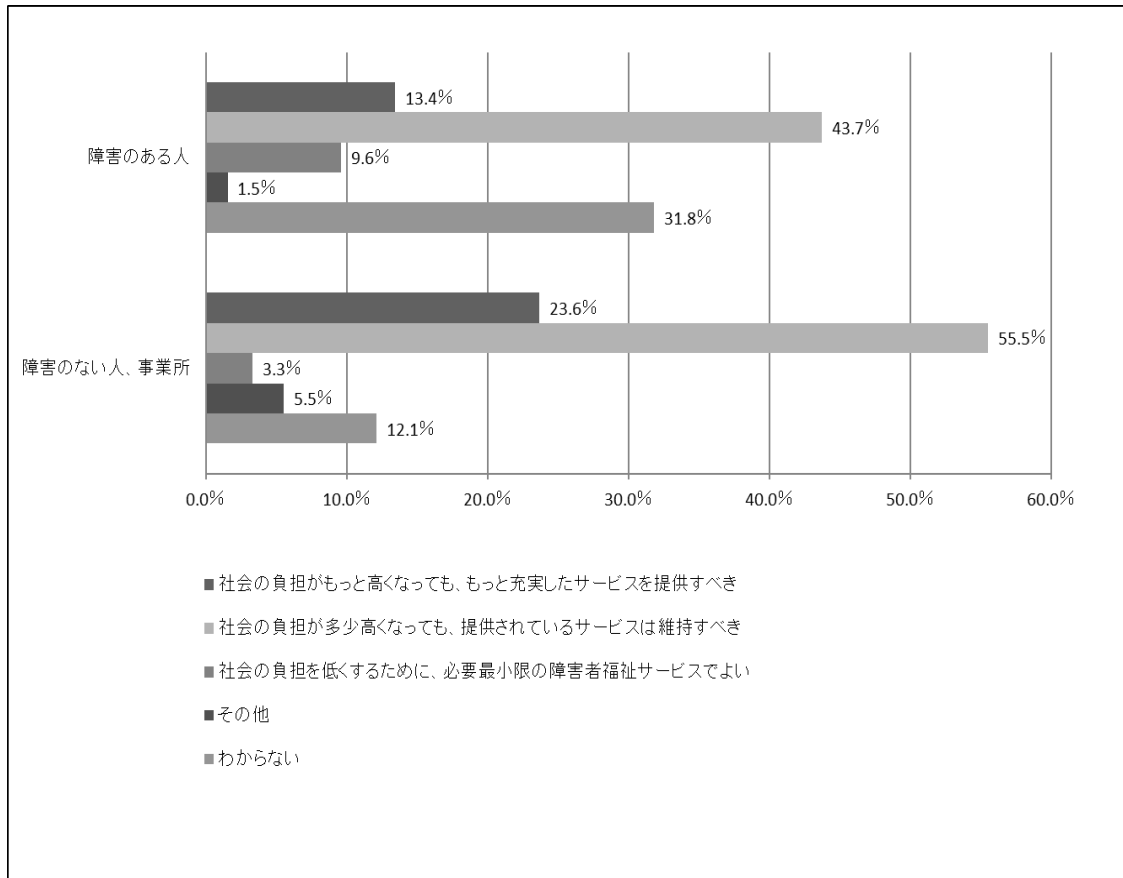
【問】 日常の介助の中で悩みや問題点は何ですか。



「自分が高齢になり介助ができなくなる」、「自分の健康に不安がある」の割合が高くなっています。従前より介護者が高齢になっており、障害のある人に対する親亡き後の支援をどうするのかということは大きな課題となっています。

本市では、親亡き後を見据えた支援の必要性の高まりに対して、関係機関が協力して障害のある方やその家族の生活を地域で支える支援体制の実施として、地域生活支援拠点等の運用を令和3年度より開始しました。今後は、より多くの事業所や各機関の協力を得られるよう、制度の周知や充実が必要であると考えます。

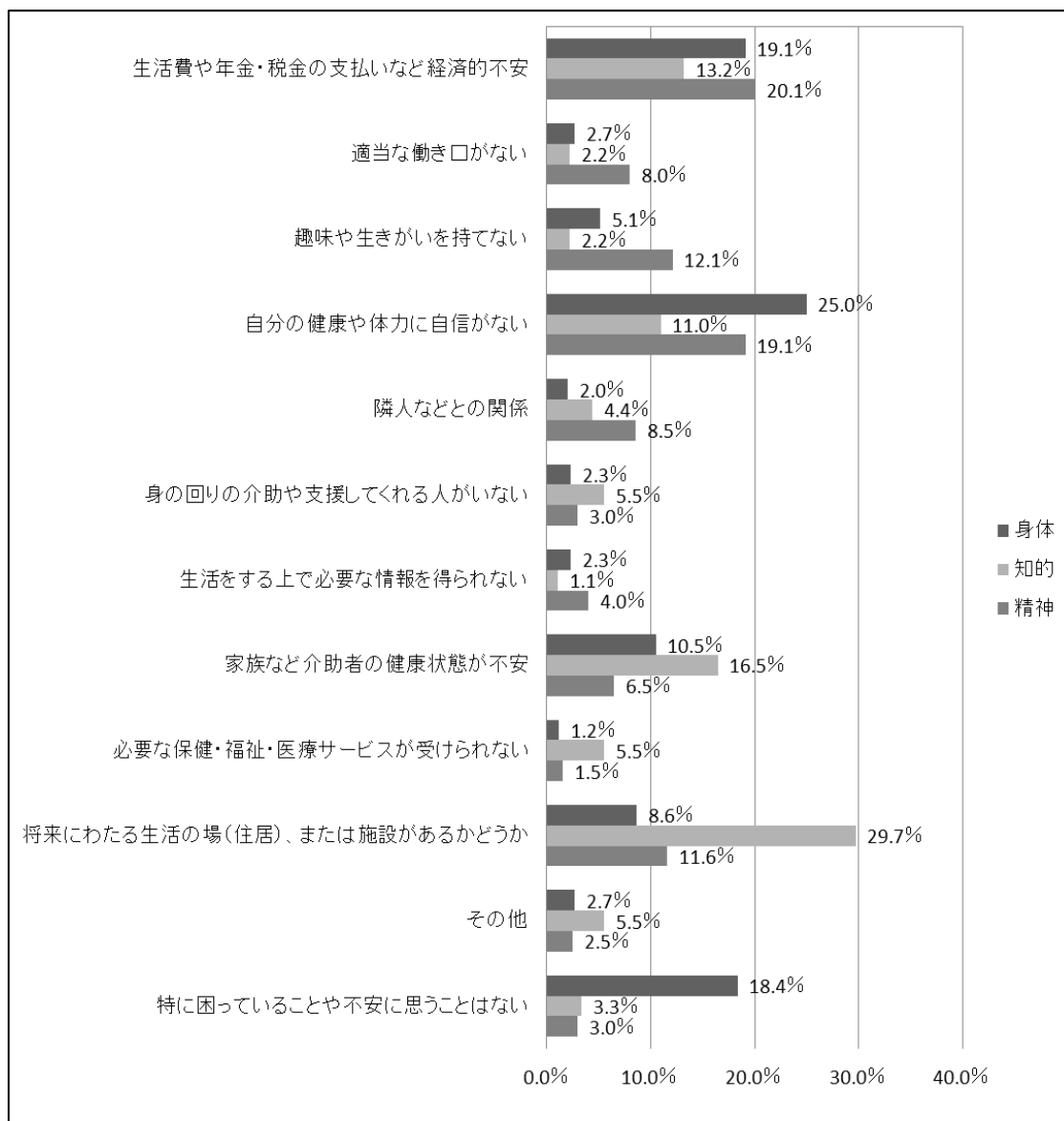
【問】障害福祉サービスの需要の拡大に伴い、社会負担の増大が見込まれていますが、今後の障害福祉サービスのあり方についてどのように考えますか。



障害のある人、障害のない人及び事業所ともに、「社会の負担が多少高くなっても、提供されているサービスは維持すべき」の割合が最も高くなっています。また、事業所は今回初めて調査を行いました。障害のある人よりも、障害のない人及び事業所の考え方が強い傾向にあります。

結果については、平成28年度の調査結果と比較するとあまり変化はなく、障害のある人が地域で安全・安心に生活していくために必要な障害福祉サービスを、引き続き提供していくことが必要であると考えます。

【問】現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。



身体障害のある人、精神障害のある人は、「生活費や年金・税金の支払いなど経済的不安」、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高く、知的障害のある人は、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が高くなっており、平成28年度の調査結果と比較するとそれほど変化はありません。

現在、生活の場として障害福祉サービスを提供する事業者は、市内では1箇所の障害者支援施設と、8箇所のグループホームがあります。グループホームの数は年々増加しており、障害のある人の生活の場の選択肢は広がってきました。しかしながら、重度の障害のある人の受け入れが可能な、障害者支援施設は限られており、重度の障害のある人も受け入れが出来るグループホームの整備について、社会福祉法人や民間事業者に事業の実施を働きかけていく必要があると考えます。

4 総合課題

(1) 障害の発生予防対策の充実に向けて

本市においては、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得は増加傾向にあります。

健康は生活の基本であり、生涯にわたって身体的、精神的かつ社会的に良好な状態を維持することは全ての市民の願いです。このため市民一人一人の努力とともに、市民の健康保持増進を図り、障害の発生を予防することが必要です。

障害の発生を予防するため、妊産婦の健康診査や保健指導、また乳幼児に対する各種健康診査や相談指導の充実が必要です。

また、中途障害の発生予防のため、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談を充実し、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及が必要です。

さらには、高齢期における骨折等による障害を予防するための転倒予防事業なども重要となってきます。健康に対する自覚を促し、さらなる障害の発生予防対策の充実が求められます。

(2) 障害に対する理解促進対策に向けて

住み慣れた地域で、障害のある人が障害のない人と同じように、いきいきと生活するためには、周囲の人が障害のことを正しく理解し、ともに地域で生活する一員として、障害のある人の人権を尊重することが大切です。

今回、実施した障害者福祉に関するアンケート調査は、一般市民、障害福祉関係事業所及び障害のある人を対象に実施しましたが、いずれも障害や障害のある人に対する理解を深めるための教育・啓発の推進を必要とする割合が高く、障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じている割合は改善が見られたものの、約4割の水準となっています。また、アンケート調査では、障害のある人の社会参加や働くために必要な要件として、障害に対する理解は大きな要素となっています。これらのことから、すべての市民が、こころの中にある障壁を取り除いていけるよう、障害に対する理解、啓発活動を推進していく必要があります。

(3) 障害福祉サービスの充実に向けて

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、身近な場所で生活全般に関わる相談や総合的な情報提供が受けられる市役所福祉課や相談支援事業所の相談支援体制の充実が必要です。

アンケート調査では、「現在提供されているサービスは維持すべき」と考える割合が高く、持続可能な制度の実施が求められています。障害のある人それぞれの実情を把握し、適切なサービス等利用計画を作成することがより良いサービス提供につながり、社会生活の安定や暮らしやすいまちづくりにつながると考えます。今後は、基幹相談支援センターの設置を推進し、障害のある人の相談窓口の充実を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施できる環境を整備することが重要です。

現在、本市における障害のある人を支援する社会資源は十分な状況とは言えず、社会福祉法人や民間事業所に事業の実施を働きかけ、障害福祉サービスの充実を図ると共に、既存の制度の周知・活用や人材育成に努め、必要な支援が提供できる体制の確保が必要です。

(4) 就労支援の充実に向けて

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」と定められております。アンケート調査では、就労は社会参加や暮らしやすさに対して重要な要件であるとの結果となりました。

現状においては、障害のある人の雇用環境は厳しい状況ではありますが、障害者雇用促進法の改正により雇用における差別の禁止や合理的配慮の提供を進め、障害のある人の就労機会の増加、就労環境の改善が図られることが期待されています。就労後も障害の特性や就労環境によって、長期にわたる就労が困難な場合もあり、障害の程度や特性に応じた、障害への理解や就労を継続するための支援が求められ、障害のある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。また、農福連携など他の分野との連携による、新たな障害者雇用の機会の確保を推進することが求められています。

(5) 療育と教育の充実に向けて

障害のある子どもの能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育と教育の果たす役割は大きく、そのため子どもたち一人一人の多種多様な障害特性に応じた適切な療育と教育を幼児期から一貫して提供していくことが、子どもたちが主体性と自主性のある今後の人生を切り開いていく力を付けるうえで必要不可欠な要件であり、障害への早期療育と早期教育が重要です。

本市においては、平成26年4月に特別支援教育の中核的役割を担う特別支援学校が設置され、障害のある児童が地域で学び、地域と関わるようになりました。また、平成30年4月には、高等部も設置されましたが、この特別支援学校ができたことにより地域が障害に対する理解や認識を深める良い機会でもあると考えます。

また、療育の面では、アンケート調査でも、障害に応じた教育の必要性が求められています。児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所も増え、生活能力向上のための訓練等や放課後支援が整いつつありますが、障害のある子どもが将来にわたる自立や社会参加を果たすための支援策として、一層の早期療育と教育の充実が求められています。

(6) 災害時における避難支援体制の構築に向けて

本市においては、烏川や神流川、鐺川、鮎川等の一級河川があり、台風等による風水害や土砂災害、また、関東平野北西縁断層帯主部^(※1)をはじめとする断層が存在し地震災害も想定されます。

障害があること等による避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れにより、被害を受けることが多く、避難にあたり特に支援が必要です。

災害発生時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導するため、事前にその状況を把握し、緊急避難体制の整備が必要です。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、障害のある人の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

(※1) 関東平野北西縁断層帯主部 高崎市北部から藤岡市を通り、埼玉県東部に至る全長約82kmの断層帯。
平井-櫛挽断層帯や深谷断層帯等が含まれる。

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現

第1次障害者計画の「完全参加と平等」、第2次障害者計画の「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」、第3次計画の「お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現」を引き継ぎ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生する社会の実現を目指します。

また、障害のある人が自分のことを自分で決められるよう、自己選択と自己決定を尊重するとともに、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援し、地域社会の中で安全で安心した生活及び自分らしい生き方ができる社会の実現を目指します。

さらに、本計画では障害のある人が安心して参加・活躍できる社会の実現につながるものとなるよう、SDGs（持続可能な開発目標）^(※1)の達成に資する取り組みとして対応関係を表記し推進していきます。

2 基本目標

(1) お互いの理解の促進、共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合う社会の実現を目指します。

(2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害の特性に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

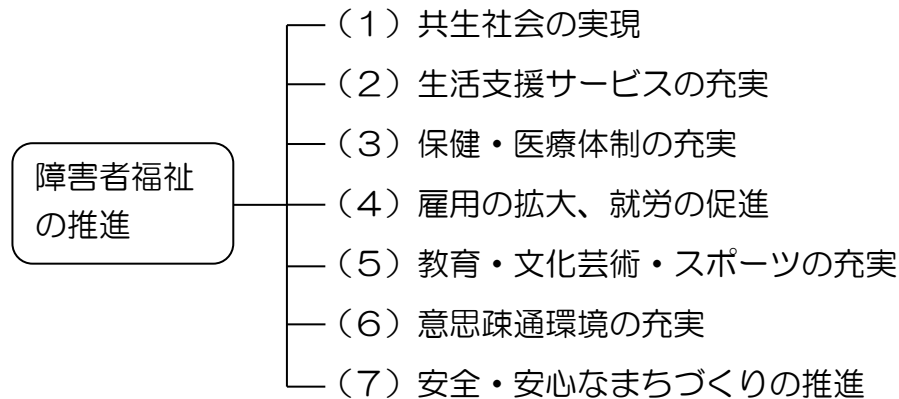
(※1) SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年の国連サミットで採択されたもので、2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが示されています。

(3) 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策の体系



(1) 共生社会の実現

障害のある人もない人も、共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーション^(※1)の理念の実現のために、日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払うこころのバリアフリーが重要です。

障害についての正しい知識の普及と障害のある人への理解を深めるための広報・啓発を充実させ、お互いの理解と認識を深める事業を推進します。

また、障害のある人が障害を理由とした差別や権利利益の侵害を受けることのないよう、差別の解消を推進するとともに、虐待の防止に取り組んでいきます。

(※1) ノーマライゼーション 障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

（２）生活支援サービスの充実

障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの提供や生活を安定・充実させるための支援が必要です。

障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、障害福祉サービスの充実や地域で暮らしやすい生活環境の充実を図っていきます。障害福祉に関わる人材育成のための各種研修や職場定着のための支援についても充実させます。

また、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制を整備するとともに、発達障害^{（※１）}の早期発見により、発達障害のある人が早期から適切な支援を受けられるよう取り組みます。

（３）保健・医療体制の充実

障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減を図ることが大切です。

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制を整備し、充実させていきます。

また、疾病の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため専門的なサービスを担う人材を育成し、確保していきます。

（４）雇用の拡大、就労の促進

障害のある人が職業に就くということは、給与収入による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。

（※１）発達障害 主に広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）の３種類に分類される。

障害のある人がその意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

また、福祉的就労^(※1)の環境整備や充実、工賃向上の取り組みを推進します。

(5) 教育・文化芸術・スポーツの充実

障害のある子ども一人一人が、将来、自立し積極的に社会に参加していくため、障害の特性や程度に応じてそれぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、教育環境の整備や充実、教職員の専門性の向上に努めます。

また、障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進にもつながるため、積極的に参加できる環境を整備します。

(6) 意思疎通環境の充実

障害のある人が円滑に、より多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報提供及び意思疎通支援を充実させます。

また、情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障害のある人に対する給付や利用の支援を行います。

(7) 安全・安心なまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において安全に、安心して生活するためには、障害福祉サービスの充実や人材の育成など、各施策体系に基づきさまざまな事業を展開することに加え、障害の特性に配慮した防災、防犯、交通安全及び障壁のないまちづくりの推進が重要です。

災害発生時に迅速に避難するために緊急避難体制を整備するとともに、緊急時に円滑に通報ができる防犯体制や交通安全の取り組みを推進します。

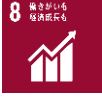
(※1) 福祉的就労 障害などにより働くことができない人が、障害福祉サービスである就労移行支援、就労定着支援を利用したり、就労継続支援（A型）・（B型）や地域活動支援センターなどで就労すること。

また、安全・安心な日常生活を送り、外出時に不便を感じないように、障壁のないまちづくりや、障害のある人が利用しやすいバス等の交通・移動手段の確保を図ります。

4 SDGs に対応した取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の目標です。

「誰も置き去りにしない」ことを根底としており、群馬県の策定した「バリアフリーぐんま障害者プラン8」においても推進する取り組みとして示されています。本計画における分野別計画は下図のとおりSDGsの達成に資する取り組みとして対応しています。

第4次藤岡市障害者計画	SDGs	
共生社会の実現	人や国の不平等をなくそう	
	平和と公正をすべての人に	
生活支援サービスの充実	すべての人に健康と福祉を	
保健・医療体制の充実	すべての人に健康と福祉を	
雇用の拡大、就労の促進	働きがいも経済成長も	
教育・文化芸術・スポーツの充実	すべての人に健康と福祉を	
	質の高い教育をみんなに	
意思疎通環境の充実	すべての人に健康と福祉を	
安全・安心なまちづくりの推進	住み続けられるまちづくりを	

第4章 分野別計画

第4章 分野別計画

1 共生社会の実現

(1) お互いの理解の促進



現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合うことが必要です。

日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払うところのバリアフリーの考え方を広め、ボランティア活動の推進によりお互いの理解と認識を深めることが重要です。

施策の方針

①障害のある人への理解を促進するための情報提供

広報やホームページを利用して、障害のある人への理解を促進するための情報提供に努めます。

また、障害や障害のある人に対する理解を深めるための教室や講演会などのイベントを開催し、障害や障害のある人への理解の促進に努めます。

②障害者週間等での広報・啓発活動の推進

障害者週間（12月3日から9日）や知的障害者福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、発達障害啓発週間（4月2日から8日）等の期間における広報・啓発活動を推進し、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

③各種障害者団体への協力

障害のある人やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。

（２）差別の解消

現状と課題

平成２８年４月に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別や偏見による不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。本市においても、国の基本方針等に基づき、障害を理由とした差別を解消するための取り組みを進めていく必要があります。

施策の方針

①障害のある人への差別的取扱いの禁止

障害者差別解消法及び国の基本方針に基づき、市の事務・事業を行うにあたり、障害のある人への差別的取扱いを禁止し、合理的配慮により社会的障壁を解消します。

また、差別を解消するための支援措置（紛争解決・相談体制）についても、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

②障害のある人への差別解消に向けた啓発

広報やホームページ、講演会及び研修などの啓発活動により、障害のある人への差別解消に向けた意識を醸成します。

（３）権利擁護、虐待の防止

現状と課題

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受けるおそれがあるため、人権擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。

また、障害のある人への虐待を防止するため、平成２４年１０月に障害者虐待防止法が施行されました。虐待は、障害のある人の尊厳をおびやかし、自立生活と社会参加を妨げる行為です。障害のある人が安心して生活できるよう、虐待の未然防止や早期発見の取り組みを推進しなければなりません。

施策の方針

①成年後見制度の普及啓発と利用の促進

障害等によって、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及啓発を行い、地域において安心して生活が送れるよう制度の利用の促進に努めます。

②障害者虐待防止センターの機能の充実

障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護や相談を行うため、障害者虐待防止法に基づき設置する藤岡市障害者虐待防止センターの周知を図るとともに、関係機関と連携し、その機能を十分に発揮できるよう努めます。

2 生活支援サービスの充実

(1) 総合的な相談支援体制の整備

現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、総合的な情報提供や障害の特性に応じて相談しやすい機関の整備・充実が必要です。

また、自らの意思に基づいた障害福祉サービスが受けられるよう、自己選択と自己決定の尊重、意思決定の支援、障害の特性に配慮した当事者本位の総合的支援が重要であり、各種相談機関の支援体制の充実が必要です。

施策の方針

①基幹相談支援センターの整備を含めた障害者相談支援体制の充実

障害のある人が地域で安心して暮らし、利用しやすく、身近な場所で生活全般に関わる事項について相談できるよう、市役所福祉課や相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人からの総合的な相談や専門的な相談の窓口となり、市内の他の相談支援事業所への研修や助言を行うことのできる基幹相談支援センターの整備を進めます。

②各種専門的相談機関との連携

障害のある人の専門的な相談に対しては、基幹相談支援センターを軸として、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター及び児童相談所等と連携し、相談に対応できる体制整備に努めます。

③藤岡市障害者自立支援協議会の運営

藤岡市障害者自立支援協議会において、地域における総合的な支援体制の充実に向けた協議や課題検討を行うとともに、障害のある人への相談体制の充実や地域移行・就労支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。



(2) 障害福祉サービスの充実

現状と課題

障害のある人の日常生活を支援するためには、さまざまな個別の状況に
応えられるよう、障害福祉サービスを提供する基盤を整備し、充実させるこ
とが必要です。居宅介護や短期入所、日中一時支援事業等の障害福祉サービ
スの質を向上させるとともに、日常生活の訓練をする場や社会参加の機会
拡大を図る必要があります。

また、補装具の購入に要する費用の給付や日常生活用具の給付・貸与によ
り日常生活の利便性を向上させることも必要です。

施策の方針

①訪問系サービスの支給

在宅生活を送る上で支援を必要とする障害のある人に、身体介護や家
事援助等の居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等
包括支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速な支
給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス供給基盤の確
保に努めます。

②日中活動系サービスの支給

障害のある人の身体機能や障害の特性に応じた日中活動の場が選択で
きるよう、生活介護や短期入所、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就
労継続支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速な
支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス提供基盤の確
保に努めます。

③居住系サービスの支給

在宅での生活が困難な障害のある人に、住み慣れた地域での共同生活
を行う場であり、社会生活能力を高める訓練の場であるグループホーム

に関する情報提供を行います。また、昼夜継続的な支援を必要とする障害のある人に対応できるような日中サービス支援型などのグループホームを提供できる事業者の参入促進など、サービス提供基盤の確保に努めます。

④補装具費の支給

日常生活の利便性を高めるために、障害の程度や種別にあった補装具が利用できるよう、医療機関、相談支援事業者、心身障害者福祉センターなどの関係機関と連携するとともに、補装具費支給制度の周知を図ります。

⑤自立支援医療の給付

（ア）更生医療

身体障害のある人に対し、その障害を除去・軽減する手術等によって確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知、運用を行います。

（イ）育成医療

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知、運用を行います。

（ウ）精神通院医療

精神疾患の通院医療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知を行い、利用促進に努めます。

⑥地域生活支援事業の充実

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人又は子どもが日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害に対する理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を促進します。

(イ) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みである災害対策やボランティア活動等を支援し、共生社会の推進を図るよう事業の実施を図ります。

(ウ) 相談支援事業

障害のある人、保護者又は介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業の充実を検討します。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない知的障害のある人や精神障害のある人などのうち配偶者や4親等内に親族がいない人などに対して、成年後見制度の利用について支援を行い、人権や財産に対して不利益を受けることなく、地域において安心して生活が送れるよう、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(オ) 意思疎通支援事業

聴覚・視覚等に障害のある人の日常生活や社会生活のための意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び代読や代筆など、聴覚・視覚等に障害のある人のコミュニケーションのための環境の充実を検討します。

(力) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活の利便性を高めるために、障害の程度や種別にあった日常生活用具が利用できるよう給付品目の拡大及び給付基準が障害のある人の生活の実態に即したものとなるよう制度の充実に努めます。

(キ) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障害のある人の日常生活又は社会生活の意思疎通が図られるよう努めます。

(ク) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な移動や余暇活動等の外出については、障害のある人のニーズや障害の特性に応じた柔軟な対応ができるよう制度の充実を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

(ケ) 地域活動支援センター事業

日中活動の場のひとつとして、障害のある人の能力や特性に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようセンター機能の維持、強化に努めます。

(コ) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等により住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備が利用できる福祉ホーム事業を今後も継続し、地域生活を支援します。

(サ) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、入浴車を派遣して入浴の機会を提供するサービスであり、重度の身体障害のある人の心身機能の維持向上や介護者の負担の軽減が図れることから、今後も現行事業を継続して実施できるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。

(シ) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障害のある人や障害のある子どもを一時的に預かり、見守り等を行うサービスであり、また、家族の就労支援や一時的な休息を図るものであることから、今後も現行事業を継続して実施します。

また、制度の周知と利用促進を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

(ス) 自動車改造費補助事業

身体に障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人自らが所有し、運転するための自動車を改造する場合、その改造費の一部を助成する自動車改造費補助事業を今後も継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(セ) 更生訓練費支給事業

社会復帰を目指す就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障害のある人に対して、訓練や通所に係る経費の一部を更生訓練費として支給します。障害のある人の社会復帰の促進を支援する更生訓練費支給事業を今後も継続して実施します。

また、この事業を必要とする人の把握に努めるとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

⑦その他事業

(ア) 重度障害者タクシー利用料金補助事業

重度の障害のある人が外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用した場合、その料金の一部を補助します。重度の障害のある人の外出時の経費負担の軽減を図ることは社会参加の促進につながることから、今後も現行事業を継続するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(イ) じん臓機能障害者等通院交通費補助事業

じん臓又は小腸の機能に障害のある人に対し、障害に基づく症状を軽減又は除去する目的で、医療機関において人工透析療法又は中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。交通費の一部軽減により通院継続へつながることから、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(ウ) 重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業

下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害のある人や、障害のある人と世帯を同一にする人に対し、日常生活の安定を図るため、住宅設備を障害のある人に適するように改造する費用の一部を補助します。今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(エ) 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

経管栄養、吸引、吸入その他の医療的ケアの必要な重度の身体障害及び重度の知的障害があり、在宅で介護されている人に対し、在宅介護をする家族の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、長時間の訪問看護を実施する事業です。この事業を必要とする人の把握に努めるとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(オ) 地域生活支援拠点等事業

障害のある人の高齢化・重度化及び親亡き後を見据え、障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するため、地域支援のための拠点等の整備及び地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制の整備を推進することで、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の整備を図る事業です。今後も制度の周知と、充実が図られるよう市内事業所の連携強化、協力事業者の確保に努めます。

(3) 生活の安定と充実のための施策の推進

現状と課題

障害のある人が地域で安定した生活をするためには、継続的な治療に伴う医療費の負担軽減や重度障害のある人に対して、その障害のために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減として各種手当を支給する必要があります。

これらの制度を必要としている人へ周知を図り、各種制度を適切に運用しています。

施策の方針

①各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種福祉手当の適切な支給に努めるとともに、受給資格者に対して不利益が生じないように、申請手続きに関する情報提供に努めます。

②障害者手帳取得による優遇措置等の利用促進

障害者手帳取得により受けることができる所得税、市県民税、自動車税などの税の軽減制度やその他公共サービス事業者が実施するサービスについて、手帳交付時のほか、広報やホームページなどにより適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促し、障害のある人やその家族の経済的負担を軽減します。

③心身障害者扶養共済制度の加入促進

障害のある人を扶養している保護者が、死亡または重度障害となったときに、障害のある人の生活安定を図るための制度である群馬県が実施する心身障害者扶養共済制度について、手帳交付時のほか、広報やホームページなどにより適切に制度の周知を行います。

④公費負担医療制度の周知と利用促進

医療関係機関との連携により、障害者総合支援法に基づく、自立支援医

療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の公費負担医療制度の周知を図るとともに、制度の運用を継続します。

⑤医療費の助成

障害のある人の健康管理の向上と福祉の増進を図るために、医療給付に係る自己負担額を助成する福祉医療費助成制度については、適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促し、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

（４）精神障害のある人の地域移行の推進

現状と課題

精神科病院に入院中で、居住先や地域での支援が整えば退院が可能な精神障害のある人に対して、地域での支援体制を充実させた上で、本人の意向を尊重し、地域で生活できるよう支援していく必要があります。

施策の方針

①精神障害者地域移行支援事業の推進

退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重した上で、グループホームなどを利用し、地域生活への移行を推進します。

②地域の精神保健体制の充実

精神障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育機関等が連携を取り合い精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{（※１）}の整備に向けて、自立支援協議会を中心として調査研究を進め、地域の精神保健体制の充実に努めます。

（※１）地域包括ケアシステム 誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制

(5) 障害のある子どもへの療育支援

現状と課題

身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するためには、保健・医療・福祉・教育機関等の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、障害のある子どもの幼稚園や保育園及び認定こども園での受入れや保護者の悩みや不安に寄り添える相談支援の充実が求められています。

各種相談支援体制の充実や児童発達支援及び放課後等デイサービスの推進、保育所等への訪問支援による療育支援体制の充実が必要です。

施策の方針

①地域療育相談事業の充実

保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、マザー＆チャイルド（集団親子指導）、コンサルテーション（幼稚園等への専門的技術支援）、個別相談等の事業を通じて、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進に努めます。

②障害児通所支援の充実

障害のある子どもが日常生活の基本動作や知識・技能の習得、集団への適応訓練を受けるための児童発達支援や放課後等デイサービスの通所によるサービスの充実を推進します。

③教育活動の推進

自立し、社会参加する資質や能力を育てるために、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流及び共同学習を教育活動全体に位置づけ、計画的、継続的に推進します。

(6) 発達障害のある人への支援

現状と課題

発達障害については、早期発見、早期支援が特に重要とされています。家族や保健・福祉・教育の関係者が早い段階から本人の特性を理解し、適切な対応や支援を行うことが、二次的な問題である不登校やひきこもりの予防につながり、学校、職場等の社会生活における適応力が向上し、その能力を十分に発揮させることも可能となります。

早期療育の支援として、令和4年度より児童発達支援センターの開設が予定されています。児童発達支援における市内関係機関との連携が今後の課題となります。

また、発達障害のある人が、身近な地域でライフステージに合わせた支援を受けられるよう、県の機関である発達障害者支援センターなど関係機関との連携体制を検討していくとともに、発達障害についての正しい知識の普及啓発を推進します。

施策の方針

①発達障害についての理解促進

発達障害の特性や社会における支援の重要性の理解を促進するため、普及啓発を行います。

②群馬県発達障害者支援センターとの連携

発達障害のある人への支援を行う県の機関であることから、支援についての協力・連携を検討していきます。

③家族支援の充実

発達障害のある子どもの保護者に発達障害について理解を促し、障害の特性に合った関わり方や子育ての悩みなど、不安の解消を図るための保護者支援（ペアレントサポート）の充実に努めます。

④子ども発達相談事業の充実

発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、また、家庭教育について、個別相談や訪問などを行い、子ども発達相談の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

学習障害（LD）^{（※1）}、注意欠如多動性障害（ADHD）^{（※2）}などの児童を対象とする特別支援教育支援員の配置による支援や教材、備品等を充実させ教育環境の向上に努めます。

（※1）学習障害 （LD）	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。 LD=Learning Disorders または Learning Disabilities の略
（※2）注意欠如多動性障害 （ADHD）	不注意（集中力がない・気が散りやすい）、多動性（じっとしていられない・落ち着きがない）、衝動性（順番を待てない・考える前に実行してしまう）の3つの要素がみられる障害のこと。 ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略

3 保健・医療体制の充実

(1) 保健事業の充実



現状と課題

新生児期に見られる障害のうち、先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実、強化が必要です。この時期に発生する障害で、妊娠中や分娩時の異常に起因するものに対しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるような周産期医療体制の充実が必要となります。さらに乳幼児期における病気や不慮の事故によって起こる障害を未然に防ぐためには、市民や関係者への知識の普及啓発が大切です。

また、脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病が障害の原因になっていると考えられるため、その予防の健康づくりを一層推進していく必要があると共に、新型コロナウイルス等の感染症予防の対策について、障害のある人への徹底が困難な場合もあり、対応に工夫が必要とされています。

施策の方針

①障害の発生予防・早期発見施策の推進

障害の発生を予防するため、妊産婦の健康診査や保健指導を行うとともに、乳幼児に対する各種健康診査や相談指導を通じ、障害の早期発見・早期対応を図ります。

②中途障害の発生予防施策の推進

中途障害の発生予防のため、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談の充実により、生活習慣の改善を促し、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及に努めます。

③高齢期障害の発生予防・早期発見施策の推進

高齢期における骨折等による障害を予防するため、筋力トレーニングなどの転倒予防事業に取り組みます。

また、健康に対する自覚を促すとともに、各種健康診査の充実を図り、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病の早期発見に努めます。

④感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症等、重篤化する恐れのある感染症に対し、保健・医療・福祉など各機関が連携を図り、感染症の蔓延防止につながるよう、必要な支援の実施を検討します。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりなどにならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

施策の方針

① 医療機関との連携

障害のある人が、障害の種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるよう医療機関との連携を図るとともに、利用しやすい医療施設・医療設備の改善と障害のある人への配慮ある対応について、さまざまな機会を通して医療機関との協力関係を築いていけるよう努めます。

②リハビリテーションの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送る上で必要な機能を維持、回復させるため、個々の障害の状況、ニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療関係機関との連携により提供体制の整備に努めます。

③リハビリテーション機関との連携

障害のある人が、個々の障害の状況やライフステージに応じたリハビリテーションに取り組めるよう、医学的リハビリテーションのほか、老人保健事業や介護保険の地域支援事業と連携し、転倒予防等のリハビリテーション機会を確保します。

(3) 精神保健・医療体制の充実

現状と課題

社会生活環境の変化によるストレス等から、こころの健康を損なう人が増えており、うつ病をはじめとした精神疾患は年々増加しています。

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることを認識するため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう早い段階から相談指導や治療を受けられる体制整備が重要です。

また、地域で精神障害のある人が安心して暮らすためには、精神科専門医と連携できる体制を整え、精神科の外来医療や救急医療のさらなる充実が必要です。さらに心神喪失状態等により重大な他害行為を行った者に対する継続的で適切な医療の確保も求められており、病状の改善により社会復帰を促進する必要があります。

また、高次脳機能障害のある人への支援として、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリテーション等に関する専門的な相談体制の充実と保健・医療・福祉関係者への理解促進を図る必要があります。

施策の方針

①社会復帰のための支援

精神疾患で入院中の人々が、入院生活から離れて地域の中で安心して生活するために、精神保健サービスを主体的に選択・利用できる体制を整備するとともに、精神医療機関に通院している人が早期に社会復帰ができるよう医療機関と連携を行い、個人のニーズに合ったきめ細やかな支援ができるよう努めます。

②精神障害のある人同士の交流機会の充実

精神障害のある人同士が同じ病の経験を共有しながら、その苦しみを分かち合い、寄り添える交流の場としてピアサポート事業の推進に努め、自立生活を支援します。

③精神障害のある人に対する理解の促進

精神障害のある人への誤解や偏見をなくすため、広報やホームページなどを通じて精神障害に対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、こころの健康センターや保健福祉事務所と連携して精神障害のある人に対する理解の促進に努めます。

④こころの相談事業の充実

こころの健康センターや保健福祉事務所と連携し、精神疾患やこころの健康づくりの相談や訪問、指導の充実に努めます。

⑤こころの健康づくり対策の推進

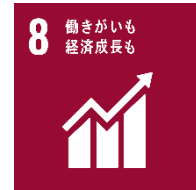
社会生活環境の変化によるストレス等からこころの健康を損なう人が増加する中で、「健康日本21（第2次）^{（※1）}」や「ふじおか健康21夢プラン（第2次）^{（※2）}」、また、自殺対策基本法などを踏まえ、専門医やこころの健康センター、保健福祉事務所などの協力を得ながら、こころの健康づくりの対策の推進に努めます。

（※1）健康日本21（第2次） 健康増進法に基づき策定された国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。各年齢期に応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたもの。

（※2）ふじおか健康21夢プラン（第2次） 健康増進法や国の健康日本21（第2次）を踏まえた本市における健康づくりを総合的に展開するための指針。健康寿命の延伸を基本目標とし、乳児から高齢者まで各年齢期に応じた疾病の第一次予防である健康づくりの取り組みを推進するもの。

4 雇用の拡大、就労の促進

(1) 雇用の拡大と職場への定着支援



現状と課題

障害のある人が地域でいきいきと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが大切ですが、障害のある人の雇用環境は厳しい状況にあります。

障害のある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。また、就労後も障害の特性や就労環境によって、長期にわたる就労が困難な場合もあり、事業者への障害の理解や就労を継続するための支援も求められます。

また、障害のある人の中には、働く意欲があっても年齢や障害の程度・特性などのために就労が困難な人もいることから、このような人が生きがいを持って働ける福祉的就労の場を確保することが必要です。これまで障害福祉サービスの就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、地域活動支援センターは、障害のある人の就労及び日中活動の場として大変重要な役割を担ってきた機関であり、今後も身近な地域での福祉的就労の場として期待されており、一層の充実が求められています。

施策の方針

①事業者への啓発

公共職業安定所等の関係機関と連携して、事業者に対し障害のある人の雇用に係る助成制度の活用や税制上の優遇措置等の各種制度の周知を図り、障害者雇用についての意識啓発に努めます。

②法定雇用率達成の促進

障害者雇用支援月間を中心に、事業者に対して雇用促進の啓発に努めます。また、関係機関と連携して、障害者雇用の機会の提供に努めます。

③一般就労の促進

障害のある人の雇用機会を確保するために、事業者への雇用促進を働きかけるとともに、公共施設業務などを活用した雇用機会の創出に努めます。

また、農福連携など民間企業が実施する他分野との連携についても、障害のある人の新たな雇用の機会の提供や、社会参画を実現する取り組みとして推進に努めます。

④支援体制の充実

障害のある人への就労支援は、公共職業安定所や障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校など就労・福祉・教育の各分野の関係機関と連携して引き続き行います。

また、障害のある人の職場実習への参加を促進し、円滑な就労への移行を図るため、民間企業等での職場実習に参加する障害のある人に対して補助金を交付する事業である、藤岡市障害者職場実習補助金交付制度の周知を図り、障害のある人の就業促進に努めます。

⑤就労訓練の促進

障害福祉サービス事業者と連携し、就労を希望する障害のある人には、生産活動や職場体験などの機会が得られ、就労に必要な知識や能力向上のための支援が受けられる就労移行支援を促進します。

また、雇用されることが困難な障害のある人には、生産活動やその他の活動の機会が得られ、その知識と能力向上のための支援が受けられる就労継続支援を促進します。

⑥障害のある人に対する雇用対策

障害のある人に対する雇用対策として、国・県等の支援事業を有効に活用するとともに、国・県等の支援事業の対象とならない事業者に対して、市独自の支援事業である藤岡市障害者雇用促進事業補助金交付制度の周知を図り、障害のある人の雇用対策に努めます。

(2) 福祉施設からの就労と工賃向上

現状と課題

障害者就労施設等では、障害のある人が民間企業で就労できるよう、食料品や雑貨等を作成したり、清掃や除草等のサービスを提供する訓練を行っています。それらの物品やサービスの売り上げは、障害のある人の工賃として支払われ、障害のある人の生活の一助となっています。

障害者就労施設等で働く環境を充実させ、障害のある人の生活がより豊かになるよう、工賃を向上させることが重要です。

平成25年4月には、障害者優先調達推進法^(※1)が施行され、国や地方公共団体が物品を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することが推進され、障害のある人の自立の促進が図られています。

施策の方針

①福祉的就労の場の確保

福祉的就労の場を確保するために、地域活動支援センターの充実を図り、社会福祉法人やNPO法人等による就労移行支援や就労継続支援の新規サービス提供事業者の参入促進など、サービス供給基盤の確保に努めます。

②障害のある人の工賃向上のための支援

福祉的就労の場である地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する障害のある人の工賃の向上に向け、事業者に対して、発注の協力要請に努めます。また、共同で受注・販売促進を行う「共同受注窓口」の利用促進に努めます。

③障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。

^(※1) 障害者優先調達推進法 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の略称。以降同様

5 教育・文化芸術・スポーツの充実

(1) 学校教育の充実



現状と課題

障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」のさらなる充実が求められています。

特別支援学級や特別支援学校に在学する障害のある子どもへの対応に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもへの対応も課題となっています。

障害のある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携により適切な教育支援を効果的に行うため「個別の教育支援計画」の作成が求められています。

本市においては、平成26年4月に県立みやま特別支援学校藤岡分校が設置され、翌年の平成27年4月には、藤岡特別支援学校として単独校となり、障害のある子どもが地域で学べる環境が整いました。

その後、平成30年4月には高等部が開設され、令和3年3月には高等部初めての卒業生を輩出しています。

施策の方針

①特別支援教育の充実

障害のある子どもの自立と社会参加を促進するため、障害の特性や教育的ニーズに応じた特別支援教育に努めます。

②教職員の資質・能力の向上

教職員が、障害のある子どもに対する理解を深めるとともに、適切な指導や支援ができるよう研修の一層の推進に努め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

③教育支援の推進

障害のある子どもに対して、早期からの一貫した支援を行い、円滑な就学手続きが実施できるよう、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援の推進に努めます。

④関係機関の連携と充実

保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援の充実を図ります。

⑤高等部卒業後の支援の充実

多野藤岡地域総合支援ネットワーク相談会を通じて、各関係機関及び保護者で集まり、高等部卒業後の個別支援について情報交換を行い、障害のある人が安心して生活し、活躍できる居場所づくりに努めます。

(2) 文化芸術活動への参加支援

現状と課題

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布及び施行されました。障害のある人が文化芸術活動に参加することは、文化芸術を身近に感じ、体験することにより、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。

また、創作活動や作品を多くの人に鑑賞してもらうことは、障害の有無にかかわらず、お互いの理解の促進にもつながることから、作品を創作や発表する機会がより多く確保される必要があります。

施策の方針

①文化芸術活動、生涯学習の参加支援

障害のある人が、生涯にわたって文化芸術活動や生涯学習に参加できるよう、関係機関と連携を図り、活動や学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 障害者スポーツの振興

現状と課題

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現とスポーツを通じて多くの人と知り合い、社会参加にもつながります。

本市においては、藤岡市障害者スポーツ大会の支援を行い、障害のある人がスポーツを通じた自己実現と交流の機会に努めています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、障害者スポーツの注目度が高まりつつある中、障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの個性やニーズに応じた活動を楽しめる環境づくりを行い、スポーツの普及を図っていくことが必要です。

施策の方針

①スポーツ・レクリエーションの振興

障害のある人の生きがいのある充実した生活の実現に向けて、障害のある人が有意義な余暇活動を行えるよう、スポーツ・レクリエーションのさらなる振興を図り、幅広い市民の協力や参加を促進します。

②社会参加のための移動支援の充実

日常生活における余暇活動等において、障害のある人が円滑に外出できるよう、移動支援事業の実施を継続し、社会参加の支援に努めます。



6 意思疎通環境の充実

(1) 情報提供

現状と課題

数多くの障害福祉制度について、障害のある人やその家族に広報し、活用してもらえるよう、情報を提供することが重要です。

障害の特性により取得できる情報も違うため、障害の特性に適した手段により、情報を提供することが必要となってきます。

障害のある人がより多くの情報を取得できるよう、積極的に情報提供を行うとともに、点字や手話等による情報提供手段の充実が必要です。

施策の方針

①「障害者福祉制度のごあんない」の配布

県が作成した障害のある人のための各種制度や相談窓口をまとめた冊子「障害者福祉制度のごあんない」を配布するなど、わかりやすい説明に努めます。

②障害の特性に応じた情報提供

障害のある人の中では、情報を取得する方法が異なるため、障害の特性やニーズに応じ、各種媒体による情報提供に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーションの意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業において、意思疎通支援の強化が図られました。

本市では、令和2年度より耳が聞こえない人と聞こえる人の通話をインターネットビデオ電話を介した手話同時通訳でつなぐ「電話リレーサービス」を開始し、障害に応じた適切な意思疎通ができるよう支援してきました。この他に、手話通訳者、要約筆記者の養成及び派遣を効率的に行えるよう、

県聴覚障害者コミュニケーションプラザと連携し実施します。

また、情報通信、その他の分野における先端的な技術等を活用し、視覚に障害のある方が利用しやすい電子図書等の普及が図られるとともに、視覚に障害のある方が利用しやすい書籍が提供されることを目的として、令和元年6月には視覚障害者等読書環境整備推進法が公布及び施行され、視覚に障害を持つ人の支援について求められています。

施策の方針

①手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話奉仕員養成

本市では、平成30年3月に、手話が言語であるという認識に立ち、聴覚障害のある人が手話を使って安心して暮らせる社会の実現を目指して、藤岡市手話言語条例が公布及び施行されました。聴覚障害等によりコミュニケーションに支援を必要とする人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活や社会参加に必要な情報収集や意思疎通の支援を行う意義はより重要なものとなっています。

正規職員として手話通訳者を配置することで意思疎通支援の充実を継続すると共に、手話への理解及び普及のため、手話奉仕員養成講座の必要性を積極的に周知し、人材確保に努めます。

②視覚障害のある人への情報支援用具の拡充

視覚障害のある人に対しては、音声の広報等を通じた各種情報の提供と日常生活用具の情報・意思疎通支援用具の拡充に努めます。

③人材の確保

障害の特性に応じた適切な意思疎通ができるよう手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の派遣について、県聴覚障害者コミュニケーションプラザや県立点字図書館と連携して人材の確保に努めるとともに、これら養成講座等の必要性を周知し、人材確保に努めます。

7 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくり推進



現状と課題

県では、平成15年3月に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが自立した日常生活を営み、積極的に社会活動に参加できるよう取り組みを進めています。

また、平成18年12月に施行されたバリアフリー法^(※1)により、不特定多数の人が利用する特定建築物や道路、公園等の公共施設のバリアフリー化が図られつつありますが、より安全に安心して施設を利用できるよう、さらなるバリアフリー化を推進します。

施策の方針

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解促進

誰もが自然に助け合える意識の醸成を促進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するために、「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン^(※2)」についての正しい知識の普及を図るとともに、その理念についての理解促進に努めます。

②道路、公園等の公共施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

障害のある人に限らず、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるよう、道路、公園等の公共施設の整備にあたってはバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

(※1) バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の略称

(※2) ユニバーサルデザイン 全ての人にとって使いやすいようにつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

③情報環境のバリアフリー化

ＩＴ講習会の開催などにより、障害のある人のＩＴ技能の向上と情報格差の解消を図ります。

また、広報はもとより、市内の情報環境のさまざまな場面で、文字情報だけでなく図や絵を用いるなどユニバーサルデザインによる情報提供に努めます。

④生活に配慮したバリアフリー化の推進

市営住宅の新築や増改築については、平成２５年３月に施行の「藤岡市市営住宅等整備の基準に関する条例」に基づき、障害のある人へ配慮したユニバーサルデザインによる住宅整備を進めます。

⑤住宅改造への支援

障害のある人が在宅で安心して生活を送ることができるよう、住宅の一部を改造する費用の一部を助成する住宅改造費補助事業など、各種制度を周知するとともに、利用促進を図ります。

(２) 防災対策の推進

現状と課題

障害があることによる要配慮者のうち、避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れにより、被害を受けることが多く、避難にあたり特に支援を必要とします。

災害発生時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておく必要があります。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

施策の方針

①災害時の情報提供

地震等の災害時に障害のある人の人命の安全が確保できるよう、避難場所等に係る情報提供を積極的に行います。

②障害のある人に配慮した地域避難誘導體制の整備

障害のある人に配慮した、消防、警察、近隣の住民からなる地域の避難誘導體制の整備を促進します。このため個々の情報を基に、障害の状況に応じた個別の避難計画の策定を推進します。

③個人情報の保護

支援が必要な障害のある人に関する個人情報の共有に関しては、プライバシー保護の観点から、地域や支援者との十分な検討を行います。

(3) 防犯対策への配慮

現状と課題

障害のある人を標的にした悪徳商法など、障害のある人が犯罪に巻き込まれることが多くなっています。防犯知識の周知や防犯に関する情報提供を行うとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みの充実が求められています。

施策の方針

①悪質訪問販売などの情報提供

知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人が、悪質訪問販売などの消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供を行います。

(4) 交通・移動対策の推進

現状と課題

障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。公共交通機関の移動の円滑化を図ることは重要であり、バス路線の拡充や駅周辺のバリアフリー化を進める必要があります。

また、ショッピングセンターや公共施設等では、国際シンボルマーク（車いすマーク）のある車いす使用者用駐車施設の設置が進んできましたが、障害のある人が駐車できないこともあるため、群馬県が平成21年8月に制度化した「思いやり駐車場利用証制度」を推進し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進します。

さらに、群馬県が令和元年8月に開始した、「ヘルプマーク交付事業」を推進し、障害等により援助や配慮を必要としている人が、必要な援助等を得やすい社会を目指します。

施策の方針

①交通・移動対策の推進

障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、駅周辺のバリアフリー化など、安全で利用しやすい交通アクセスの確保及び交通・移動対策の推進に努めます。

②思いやり駐車場利用証制度の推進

障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦のうち、交付基準に該当する人へ、思いやり駐車場利用証を交付し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進するとともに、制度の周知に努めます。

③ヘルプマーク交付事業の推進

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人にヘルプマークを交付し、バッグ等に付けてもらうことで周囲の人の理解を促し、必要な援助等を得やすい社会の実現を目指すと共に、制度の周知に努めます。

第5章 計画推進のために

第5章 計画推進のために

1 実施計画

計画の実施にあたっては、諸施策の着実な推進を図るため、障害者総合支援法に基づく、具体的な施策目標及びその達成期間を定めた障害福祉計画を策定し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況を継続的に調査します。

2 連携・協力の確保

本計画を総合的、計画的に推進するため、藤岡市が主体となり、県と連携を図りつつ計画を推進します。

また、市内における均衡あるサービス水準の実現を図り、保健・医療・福祉・教育機関等での連携はもとより、地域福祉推進の観点から、障害者団体、民間事業者などを含む関係機関との連携・協力を推進します。

3 地域福祉推進基盤の確立

高度情報化、少子高齢化、核家族化の進展などにより、近隣や地域のコミュニティ機能が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会の形成に向けて、社会福祉協議会の活動及びボランティア活動をより一層支援し、地域福祉推進基盤の確立をめざします。

4 担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネートを行うための専門的人材の確保が必要です。このため、今後、多様化・高度化する福祉へのニーズに的確に応えられるマンパワーの確保に努めるとともに、日常生活における生活支援ボランティアの発掘・養成に努めます。

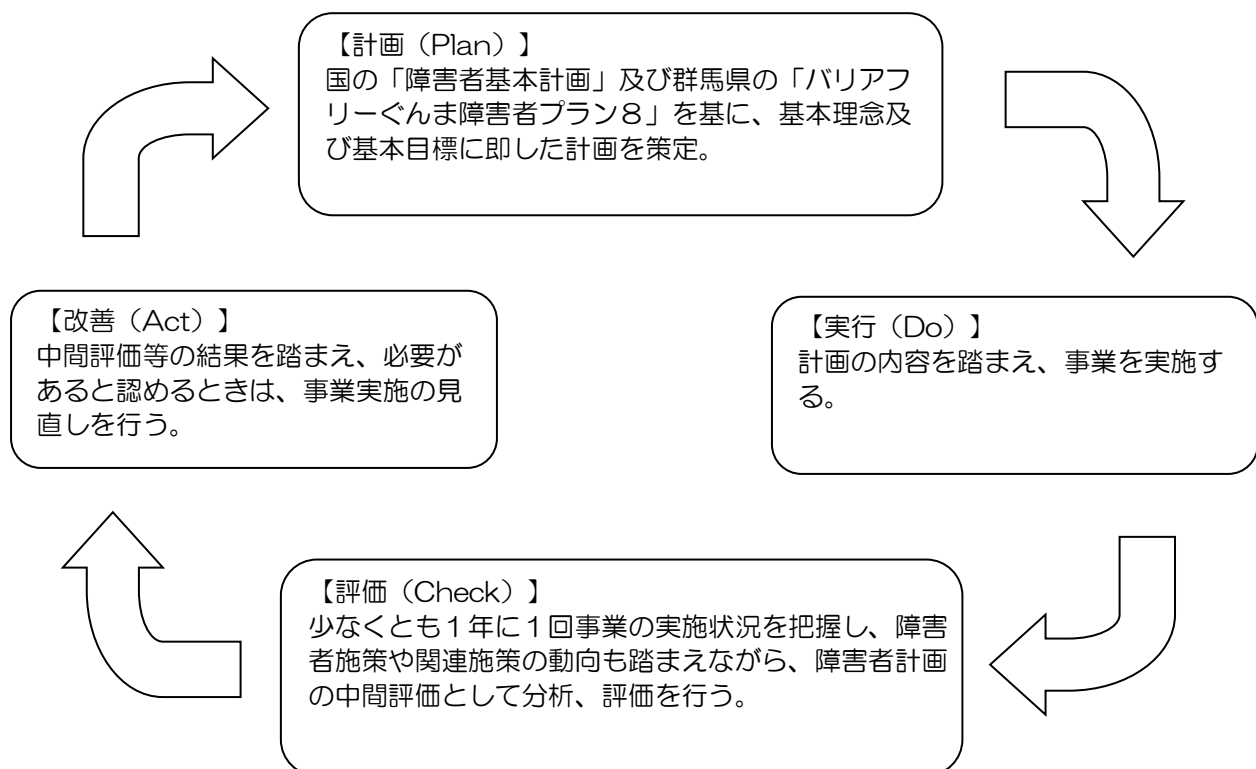
5 計画の評価・管理

「藤岡市障害者自立支援協議会」を中心に、地域の障害福祉関係事業所との意見交換やニーズの把握を通じて施策・事業についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

また、障害のある人の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など障害のある人のニーズや社会経済状況を踏まえて、必要に応じ計画を見直すなど弾力的な運用を行うよう努めます。

（障害者計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ）

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



第4次藤岡市障害者計画

令和4年3月

発行 藤岡市 健康福祉部 福祉課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須327番地

電話 0274-40-2384

FAX 0274-22-5592

Eメール hukushi2@city.fujioka.gunma.jp



題名：「ワナカ湖」

作者：障害者支援施設 かんなの里
飯島 義典



社会福祉法人 青和会
地域活動支援センターふれあい
「創作活動作品」

